

佐用町地域福祉計画



ひと・まち・自然がつむぐ“協生”の輪

平成 30 年 3 月

佐 用 町

はじめに

少子高齢化や核家族化が進み、個人の価値観の多様化や社会環境の変化などにより、家庭や地域で互いに支え合う考え方方が、以前と比べて変わってきてています。また、従来の福祉制度で支援してきた高齢者、障がい者、子育て以外にも、ひきこもりや生活困窮者など、現代社会における問題に直面するかたへの支援や制度など、地域の課題はますます多様化・複雑化しています。



このような中、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持するために、町民一人ひとりが地域福祉などの課題に関心を持ち、これらに的確に対応できる体制をつくることが重要です。本町は、平成17年10月に佐用郡の4町が合併して以来、10年余りが経過しました。以来、先人が育んできた町の自然や歴史資源、そして町民同士の温かいつながりを最大限生かせるよう、まちづくりに取り組んでまいりました。

その中で町を襲った平成21年台風第9号による豪雨で、町は甚大な被害を受けました。未曾有の災害を経験しましたが、皆様とともに再起を誓い復興に尽力した結果、河川及び山、田畠、道路の復旧や改修を終えることができました。この間、皆様が地域の復興や防災への取り組みで培われた、共に支え合う「絆」と、共に力を合わせる「協働」の大切さを改めて痛感しています。

地域の絆や協働の精神は、お互いが助け合う福祉に生かすことができます。平成29年3月には、町のまちづくりの方向性を示した「佐用町第2次総合計画」を策定しました。その中で示した将来像“絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷 ～わたしたちの手で作る わたしたちのまち 佐用～”の実現に向け、まちづくりに取り組んでいます。

このたび、平成30年度を初年度とする「佐用町地域福祉計画」を策定しました。皆様がお互いに支え助け合うこころを育み、いつまでも「佐用で暮らしてよかったです」と思える地域福祉を築くために、本計画の施策を展開します。町民や団体、事業所の皆様には、本計画をご覧いただき、引き続き地域福祉へのご理解と積極的な活動をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました佐用町地域福祉計画策定委員会の委員の方々をはじめ、地域福祉に関するアンケートや計画案への意見募集にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

佐用町長 廥溢 典章

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 地域福祉の考え方 | 1 |
| 2 計画策定の背景 | 2 |
| 3 計画の位置づけ | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 本計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 佐用町の地域福祉を取り巻く現状 | 6 |
| 1 地域特性 | 6 |
| 2 統計から見る現状 | 7 |
| 3 各種調査から見る現状 | 11 |
| 4 課題のまとめ | 25 |
| 第3章 計画の目指す方向 | 27 |
| 1 基本理念 | 27 |
| 2 基本方針 | 28 |
| 3 計画の推進スタイル | 29 |
| 4 施策の体系 | 30 |
| 第4章 施策の展開 | 30 |
| 1 地域福祉を支える担い手づくり | 31 |
| 2 支え合い、助け合う仕組みづくり | 35 |
| 3 安全・安心に暮らせる環境づくり | 39 |
| 4 サービスを適切に受けられる体制づくり | 44 |
| 第5章 計画の推進体制 | 49 |
| 1 策定委員会要綱 | 50 |
| 2 策定委員会委員名簿 | 52 |
| 3 策定経過 | 53 |
| 4 用語解説 | 54 |

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉の考え方

1. 地域福祉とはともに支え合う社会づくり

「福祉」という言葉は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった「行政などによるサービスの提供」というイメージを持たれがちです。しかし、本来の「福祉」という言葉は、「幸福な生活」を意味します。私達の普段の暮らしが幸せなものであるために、お互いが助け合い、支え合うことが「福祉」において大切です。

私達の住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者や、子育てに悩む親、障がいのあるかたなど、何らかの支援を必要としているかたやその家族など、手を差し伸べるかたはたくさんいます。私達が住んでいる地域が、「幸せな地域」になるためには、そうした人達に対して、行政などによるサービスの提供はもちろん、地域に住んでいる人達自身がどうすればいいのかを考えて行動に移し、解決していくことが大切です。このように、行政や関係機関・団体、町民がそれぞれにできることを考え、ともに支え合う社会づくりを目指すのが、地域福祉です。

2. 地域福祉に必要な「自助」「互助」「共助」「公助」

地域福祉を推進するために重要なのが、4つの「助け」です。町民一人ひとりが抱えている困難や課題を乗り越えるには、個人や家族がその課題に向き合って解決しようとすること（「自助」）、隣近所の助け合いや支え合いで解決しようとすること（「互助」）、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで解決しようとすること（「共助」）、行政などによる公的支援を受けて解決しようとすること（「公助」）というように、解決の主体を切り分けて考えていく必要があります。ただし、支援の仕組みを画一的に当てはめると、支援のすき間が生まれてしまう可能性があります。地域社会を構成するそれぞれの立場の人が協力し合う連携体制を構築することで「自助」「互助」「共助」「公助」のすき間を埋めていくことが大切です。

| 自助 | 互助 | 共助 | 公助 |
|-------------------|--|-----------------------------|--------------------------|
| 町民 (自分・家族) | 地域 (社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など) | 保険 (医療、年金、介護保険、社会保険制度など) | 行政 (町、警察、消防、県などの行政機関) |
| 自分でできることを自分や家族で行う | 支え合いの取り組みを地域で協力して行う | 介護保険制度など、制度による支え合いを行う | 公的サービスなどを行政が行う |

2 計画策定の背景

国においては、少子高齢化や核家族化などとともに、福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。全国的に地域社会の結び付きや連帯感が弱まり、地域コミュニティにおける助け合い・支え合う相互扶助の機能も低下する傾向にあります。こうした中、子どもや高齢者への虐待、家庭内暴力、引きこもり・閉じこもりなど、新たな社会問題も顕在化しており、従来の行政サービスだけでは、多様化・複雑化するニーズへの対応が十分に果たせない状況となっています。

このような現状に対して、国は、平成 12 年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正し、その中で「地域における社会福祉」を地域福祉として規定することで、地域における総合的な生活支援のあり方を示すとともに、平成 29 年介護保険法の改正などにより「地域福祉の推進」を図るための方策として市町村地域福祉計画の策定が努力義務となりました。また、平成 19 年には厚生労働省から「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について」の通知があり、災害時の避難行動に手助けが必要なかたの支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。

また、平成 23 年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域の絆や安全・安心について関心が高まっており、平成 25 年8月に取りまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」では、「互助」の積極的な推進という方向性が示されるなど、国民相互の助け合いの大切さが改めて認識されつつあります。

本町では、平成 29 年3月に「佐用町第2次総合計画」を策定し、“絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷 ～わたしたちの手で作る わたしたちのまち 佐用～”をまちの将来像として掲げ、その実現を目指しています。福祉のまちづくりにおいても、まちと町民性を大切にし、町民一人ひとりが知恵を出し合い、持続的かつ魅力的なまちにしていく理念を引き継ぐことが重要であり、総合的に福祉を推進していくことが求められています。このような状況を踏まえ、本町ではすでに策定している「佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画」「佐用町高齢者福祉計画・佐用町介護保険事業計画」「佐用町子ども・子育て支援事業計画」「健康さよう 21 佐用町健康増進計画・食育推進計画」の各計画を円滑に、総合的に推進し、整合性と連携を図るために「佐用町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を第1期計画として策定しました。

3 計画の位置づけ

1. 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けて基本的な方向を定める計画です。

町の地域福祉を進めるためには、その「理念」と「仕組み」を示していくことが重要です。そのため、町の諸計画も踏まえ、「地域福祉計画」において、「理念」と「仕組み」を定めます。

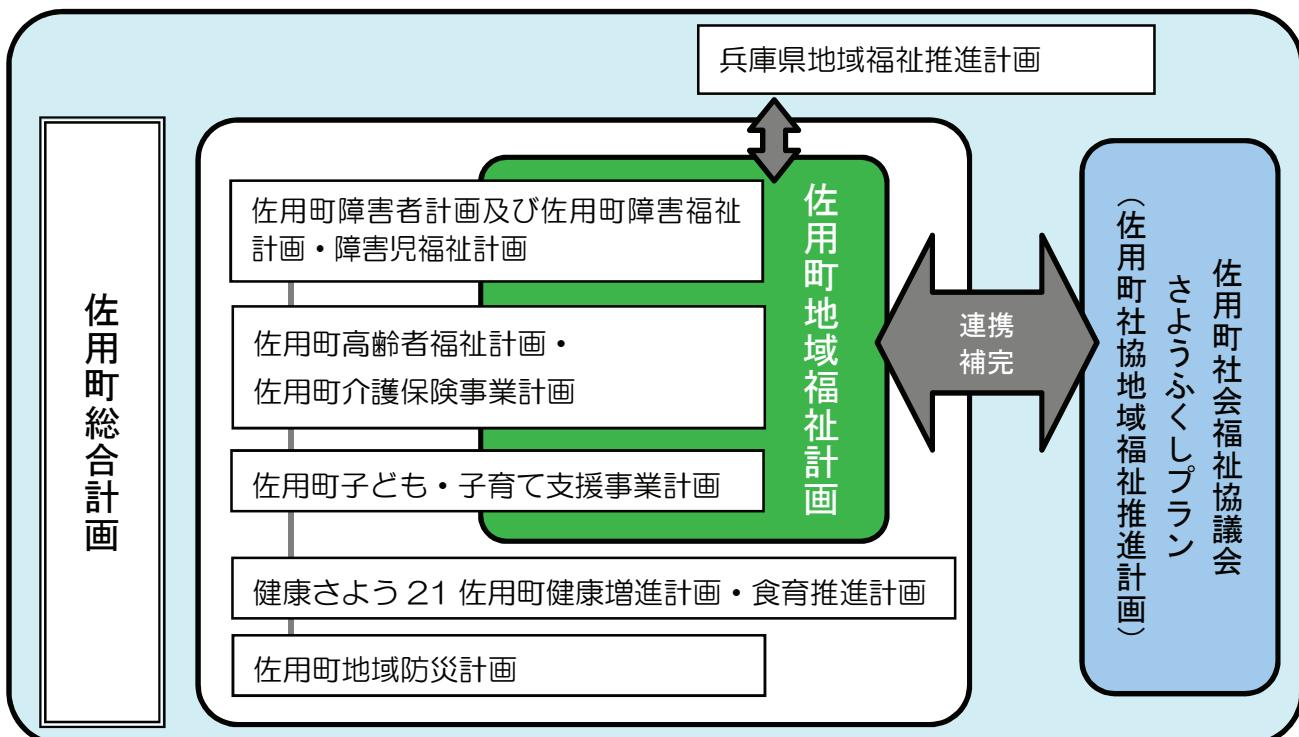
社会福祉法(市町村地域福祉計画)

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 他計画との関係

本計画は、福祉に係る個別計画や、県や社会福祉協議会などとの連携・整合を図りながら、地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる計画になります。



4 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。ただし、国や県の動向、また社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直します。

単位：年度

| | 平成30 | 平成31 (2019) | 平成32 (2020) | 平成33 (2021) | 平成34 (2022) | 平成35 (2023) | 平成36 (2024) | 平成37 (2025) | 平成38 (2026) |
|------------------------------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 地域福祉計画 (本計画) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町社協 地域福祉推進計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町総合計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町高齢者福祉計画・ 佐用町介護保険事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町障害者計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町障害福祉計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町障害児福祉計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町 子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 健康さよう21 佐用町健康増進 計画・食育推進計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 佐用町地域防災計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※現行計画以降の計画期間は、予定のものであり、変更される可能性があります。

5 本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者や、各種団体の代表者、町民代表のかたなどで構成する「佐用町地域福祉計画策定委員会」で、課題の洗い出しや基本方針を審議しました。

また、町民や福祉団体を対象としたアンケート、町民からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、町民の実状や考え方の反映に努めました。

◎福祉に関する町民対象アンケート

地域福祉に関する町民の生活状況、意識などを把握するため、18歳以上のかた 1,000 人を対象に実施しました。

◎福祉に関する地域福祉関係団体対象アンケート

地域の福祉関係団体を対象に、活動している中での課題意識や今後の方向性などについて聴取するため、町内の約 200 団体を対象に実施しました。

◎佐用町地域福祉計画策定委員会

平成 29 年度中に計 4 回（8月、11月、1月、2月）、町の課題や計画の内容について議論を行いました。

◎パブリックコメント（意見公募）

町民の考え方を反映させるため、平成 30 年 2 月に計画の原案を公表して意見を募集しました。
(意見総数：0 件)

◎役場内組織の体制

役場内で福祉に関する課の担当者が集まり、意見の交換や情報を集めました。

第2章 佐用町の地域福祉を取り巻く現状

1

地域特性

1. 地域特性

本町は、平成17年10月1日に、佐用郡の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町が合併して誕生した町です。兵庫県西部の西播磨地域に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しています。その面積は307.44平方kmで兵庫県の約3.7%を占めています。姫路市へは約40km、神戸市へは約80kmの位置関係にあり、姫路市まではJR姫新線で約1時間となっています。

また、本町南部には、たつの市と上郡町にまたがる播磨科学公園都市があり、世界最高性能の大型放射光施設Spring-8やX線自由電子レーザーSACLAをはじめ、兵庫県立大学などの学術研究機関が集積しています。兵庫県立粒子線医療センターや兵庫県立西はりま特別支援学校、兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター、兵庫県立大学附属高等学校・中学校などといった、保健・福祉・医療・教育分野の施設も整備されています。

佐用町は古くは、出雲街道と因幡街道が交差する交通の要衝でした。江戸時代から宿場町として栄えた平福地区の町並みは、昭和58年に制定された佐用町歴史的環境保存条例による指定を受け、川座敷や土蔵群といった当時の面影を残しています。また同地区にある利神城跡は、平成29年10月に国の史跡指定を受け、観光名所としてにぎわうことが期待されています。

町内には、全国名水百選の清流「千種川」やその支流の佐用川が流れ、氷ノ山後山那岐山国定公園の豊かな山々に囲まれた自然豊かな中山間地域です。中部から南部はなだらかな丘陵地となっており、集落や農地などが広がっています。



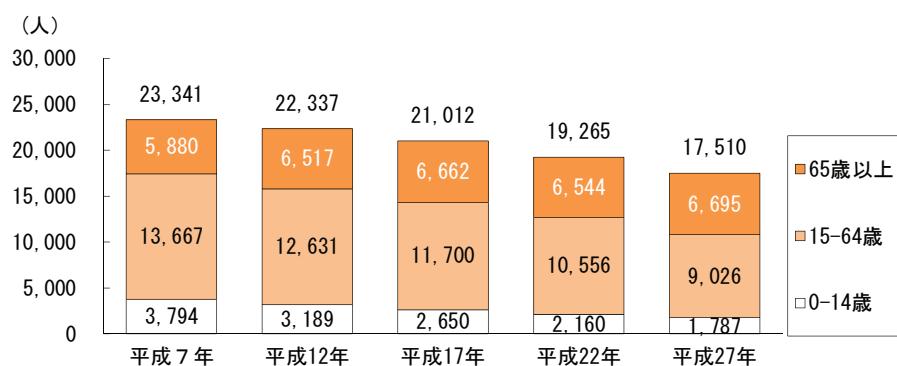
2 統計から見る現状

1. 統計データ

(1) 人口3区分の推移

町の人口は戦後以降継続して減少しています。65歳以上の人口については、平成17年まで伸び続け、平成22年に減少していますが、平成27年には再び増加しています。年齢3区分人口割合でみると、65歳以上の人口割合が年々増加していることがうかがえます。

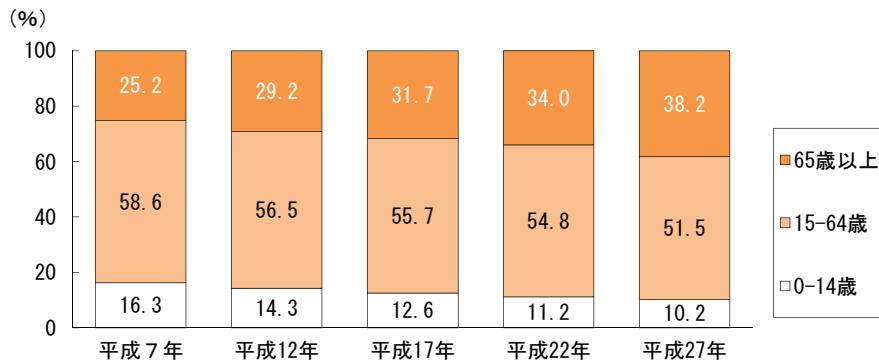
①年齢3区分人口（平成7年～平成27年）



資料:国勢調査(平成7年と平成12年は、佐用郡の合計)

※総人口は、年齢不詳を含む値

②年齢3区分人口割合（平成7年～平成27年）



資料:国勢調査(平成7年と平成12年は、佐用郡の合計)

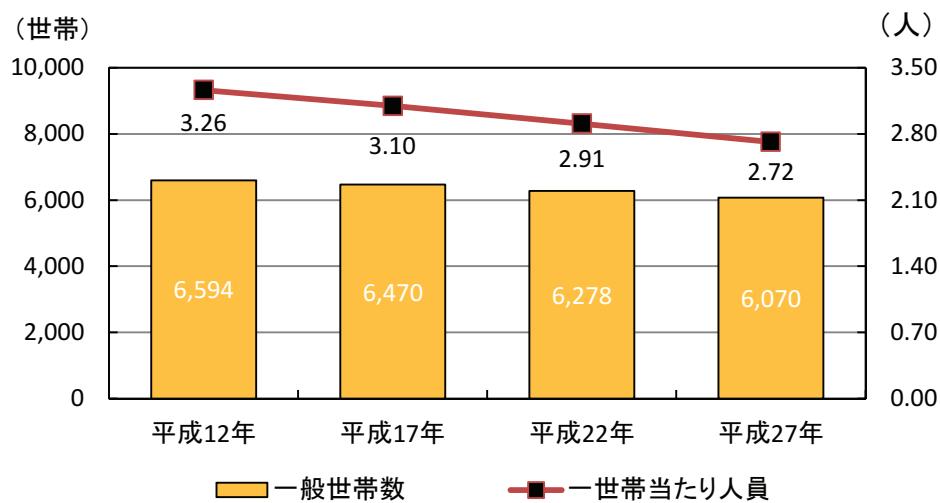
- 65歳以上を除き、人口が減少しています。
- 高齢化率は増加しています。

(2) 世帯数の推移

一般世帯数は、年々減少傾向となっており、平成 27 年には、6,070 世帯となっています。一世帯当たり人員の推移をみると、平成 12 年では 3.26 人ですが、平成 22 年には 3 人を下回り、平成 27 年では 2.72 人となっています。

核家族世帯は、平成 22 年まで増加していますが、平成 27 年では平成 22 年に比べて 31 世帯減少しています。一方、単独世帯数、高齢夫婦世帯数、高齢単身世帯数、母子世帯数、父子世帯数はいずれも増加傾向となっています。

①一般世帯数及び一世帯当たり人員の推移



資料:国勢調査(平成 12 年は、佐用郡の合計)

②類型別世帯数の推移

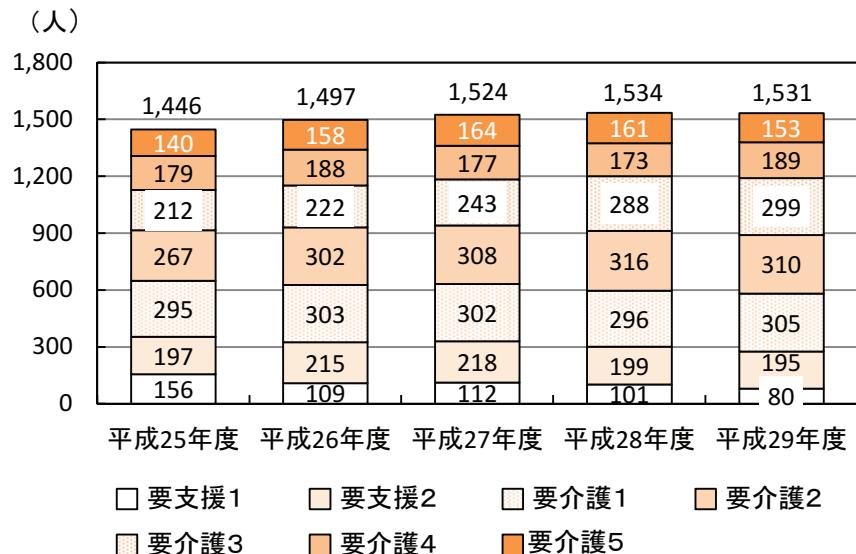
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 核家族世帯数 | 3,173 | 3,210 | 3,287 | 3,256 |
| 単独世帯数 | 1,149 | 1,239 | 1,278 | 1,371 |
| 高齢夫婦世帯数 | 903 | 966 | 957 | 1,029 |
| 高齢単身世帯数 | 699 | 767 | 789 | 872 |
| 母子世帯数 | | 33 | 61 | 80 |
| 父子世帯数 | | 8 | 14 | 16 |

資料:国勢調査(平成 12 年は、佐用郡の合計)

- 世帯が減少するとともに、世帯の細分化も進んでいます。
- 高齢夫婦・単身世帯や母子・父子世帯など、支援を必要とする世帯が増加しています。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、全体では平成25年度から平成29年度にかけて85人増加しています。内訳としては要支援1のかたが減少していますが、要介護2と3のかたが増加しています。

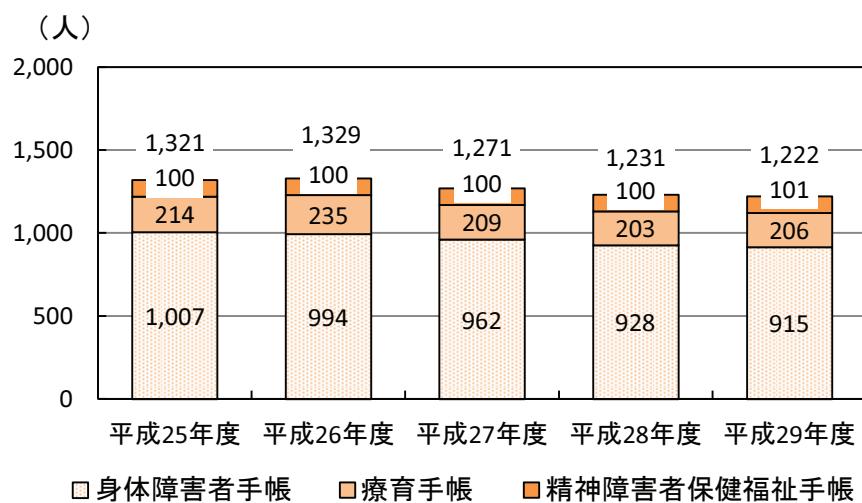


資料:介護保険事業状況報告(各年度末、平成29年度については9月末の数値)

- 要介護2・3が大きく増加しています。

(4) 障がい者数の推移

障害者手帳保有者数は、平成26年度以降減少を続け、平成29年度では1,222人となっています。町民の約7%が障害者手帳を持っています。

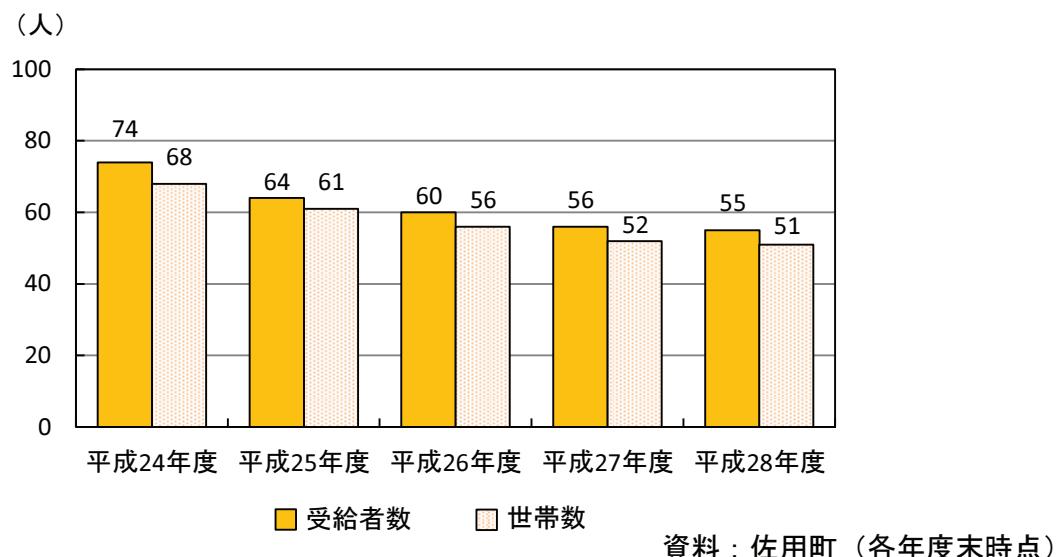


資料:佐用町(各年度末時点、ただし平成29年度は10月末時点)

- 平成26年以降、手帳所持者は減少し続けています。

(5) 生活保護受給者数

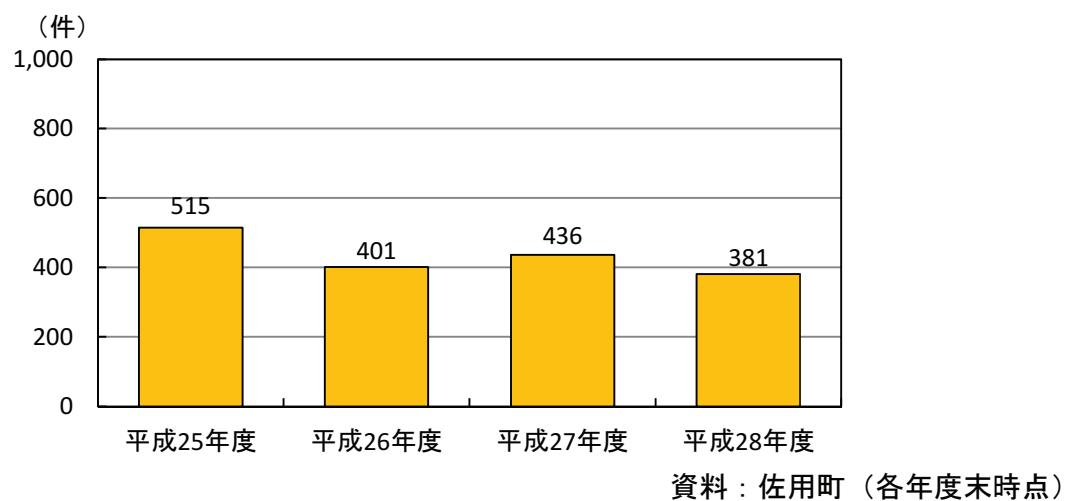
生活保護受給者数は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて減少傾向となっています。生活保護受給世帯数も同じく減少しています。



- 生活保護受給者数は減少傾向となっています。

(6) 子育て相談件数

子育て相談件数は、平成 25 年度が 515 件と最も多く、平成 26 年度から平成 28 年度にかけても、400 件前後となっています。



- 毎年 400 件前後の子育て相談が寄せられています。

3 各種調査から見る現状

1. アンケートの結果概要

(1) アンケートの目的

今回実施したアンケートは、本計画策定のための基礎資料として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、福祉に対する意識や地域における活動の参加状況などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

| | |
|-------|-----------------------|
| 調査対象者 | 佐用町在住の18歳以上の男女 |
| 配布数 | 1,000人 |
| 抽出方法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による配布、回収 |
| 回収数 | 455人 |
| 回収率 | 45.5% |
| 調査期間 | 平成29年9月21日～平成29年10月4日 |

(3) アンケート結果の留意点

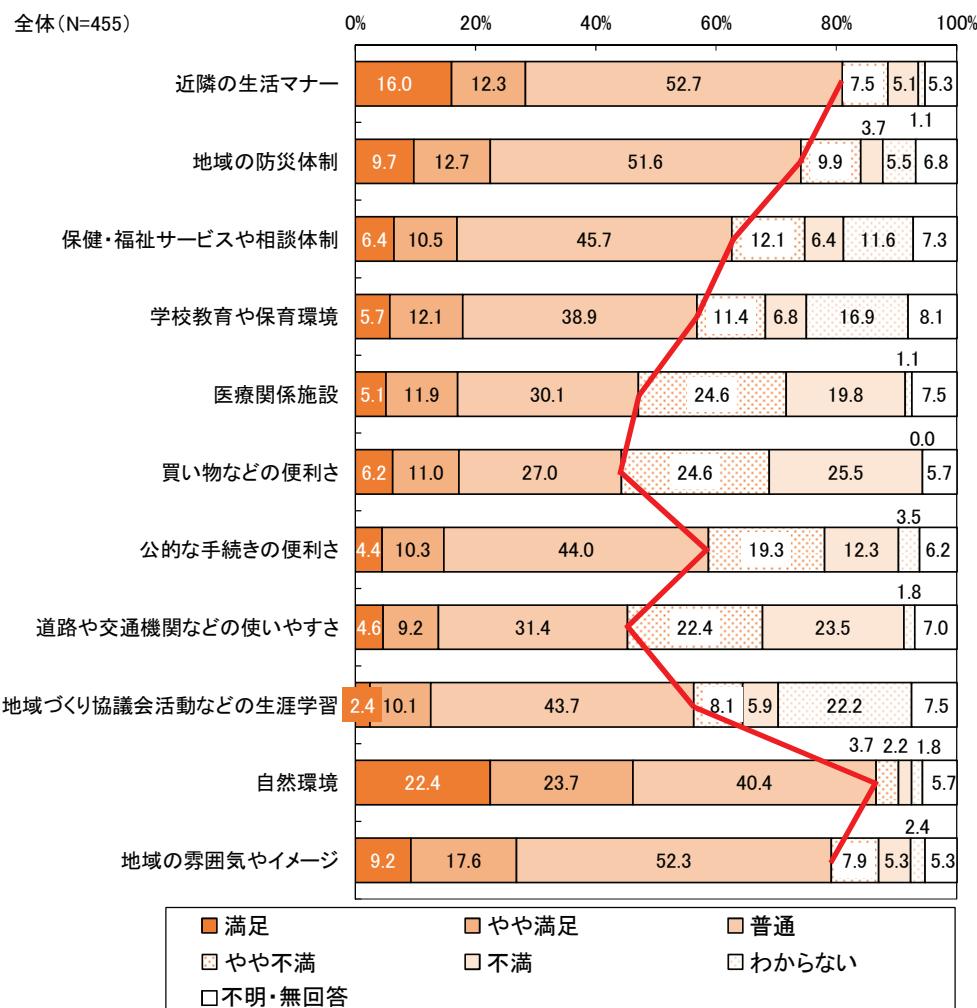
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。表中の「一」は回答が無かった項目です。
- 設問や選択肢は簡略化している場合があります。

(4) アンケート結果

今回実施したアンケート結果の中から、本町の課題に関わる項目を抜粋して掲載します。

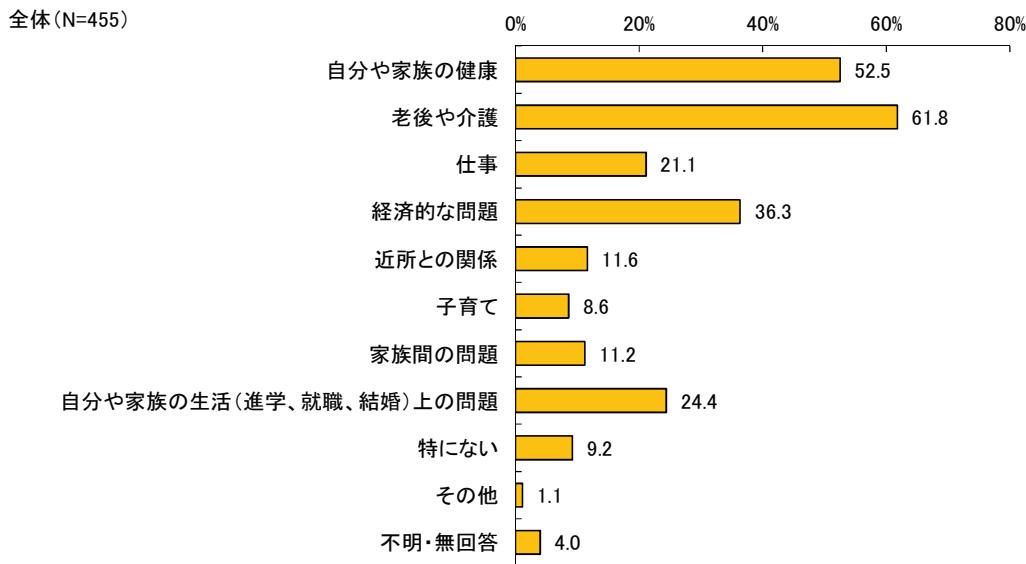
■ 地域の暮らしやすさ（満足度）について（1つだけ回答）

地域の暮らしやすさ（満足度）については、各項目とも「普通」の割合が最も高くなっています。『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）の割合をみると、〔自然環境〕が 46.1%と最も高く、次いで〔近隣の生活マナー〕が 28.3%、〔地域の雰囲気やイメージ〕が 26.8%となっています。一方、『不満』（「やや不満」と「不満」の合計）の割合をみると、〔買い物などの便利さ〕が 50.1%と最も高く、次いで〔道路や交通機関などの使いやすさ〕が 45.9%、〔医療関係施設〕が 44.4%となっています。



■ 毎日の暮らしの中での悩みや不安（複数回答）

暮らしの中で悩みや不安を感じていることについては、「老後や介護」が 61.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」が 52.5%、「経済的な問題」が 36.3%となっています。



■ 地域住民が取り組むべき課題や問題（複数回答） クロス集計【地域別】

地域住民が取り組むべき課題や問題を地域別にみると、[佐用地域] [三日月地域] では「高齢者世帯への生活支援」、[上月地域] [南光地域] では「防犯など地域の安全」が最も高くなっています。

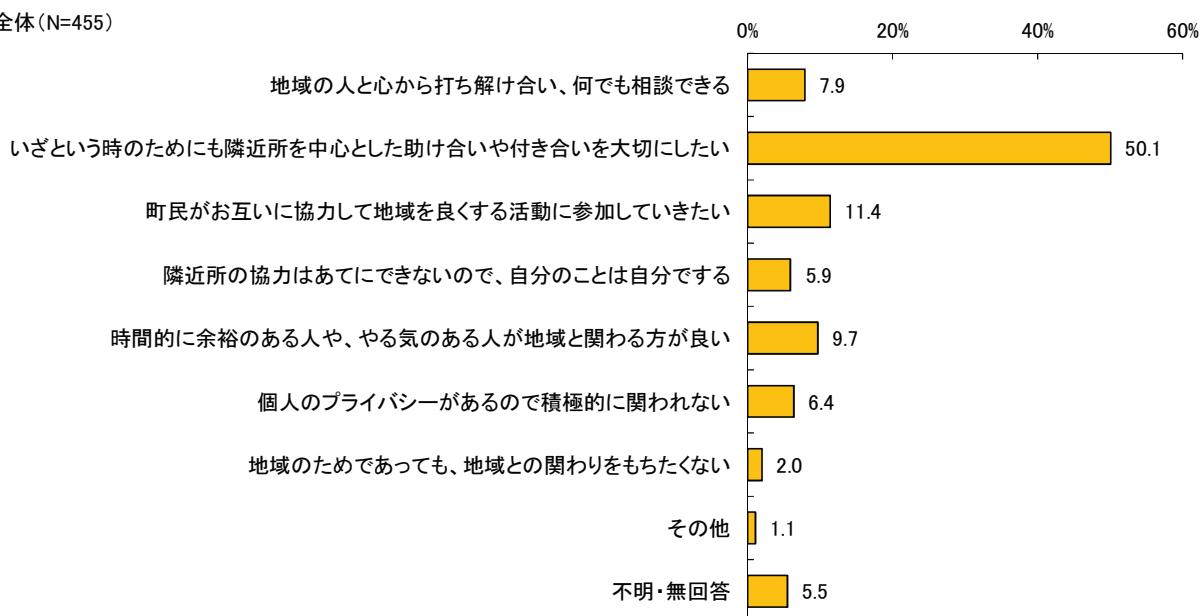
| 上段:度数 下段:% | 青少年の健全育成 | ひきこもり支援 | 母子家庭や父子家庭の子育て | 共働き家庭の子ども生活 | 乳幼児期の子育て | 高齢者の社会参加や生きがいづくり | 障がいのあるかたの社会参加や生きがいづくり |
|-----------------|------------|-----------|---------------|-------------|-----------|------------------|-----------------------|
| 全体 (N=455) | 52 11.4 | 35 7.7 | 31 6.8 | 62 13.6 | 29 6.4 | 174 38.2 | 37 8.1 |
| 佐用地域 (N=194) | 26 13.4 | 17 8.8 | 13 6.7 | 24 12.4 | 14 7.2 | 73 37.6 | 15 7.7 |
| 上月地域 (N=97) | 16 16.5 | 3 3.1 | 6 6.2 | 13 13.4 | 4 4.1 | 38 39.2 | 9 9.3 |
| 南光地域 (N=83) | 6 7.2 | 6 7.2 | 7 8.4 | 19 22.9 | 7 8.4 | 32 38.6 | 7 8.4 |
| 三日月地域 (N=57) | 3 5.3 | 4 7.0 | 3 5.3 | 3 5.3 | 1 1.8 | 22 38.6 | 3 5.3 |

| 上段:度数 下段:% | 高齢者世帯への生活支援 | 障がいのあるかたへの生活支援 | 子どもや高齢者、障がいのあるかたなどへの虐待対策 | 健康づくりについての人々の意識や知識 | 防犯など地域の安全 | その他 | 不明・無回答 |
|-----------------|-------------|----------------|--------------------------|--------------------|-------------|-----------|------------|
| 全体 (N=455) | 195 42.9 | 37 8.1 | 9 2.0 | 99 21.8 | 183 40.2 | 12 2.6 | 59 13.0 |
| 佐用地域 (N=194) | 82 42.3 | 13 6.7 | 2 1.0 | 45 23.2 | 70 36.1 | 8 4.1 | 27 13.9 |
| 上月地域 (N=97) | 37 38.1 | 6 6.2 | 1 1.0 | 26 26.8 | 41 42.3 | 3 3.1 | 14 14.4 |
| 南光地域 (N=83) | 34 41.0 | 7 8.4 | 3 3.6 | 13 15.7 | 41 49.4 | 1 1.2 | 9 10.8 |
| 三日月地域 (N=57) | 27 47.4 | 6 10.5 | - - | 11 19.3 | 24 42.1 | - - | 8 14.0 |

■ お住まいの地域との関わり方（複数回答）

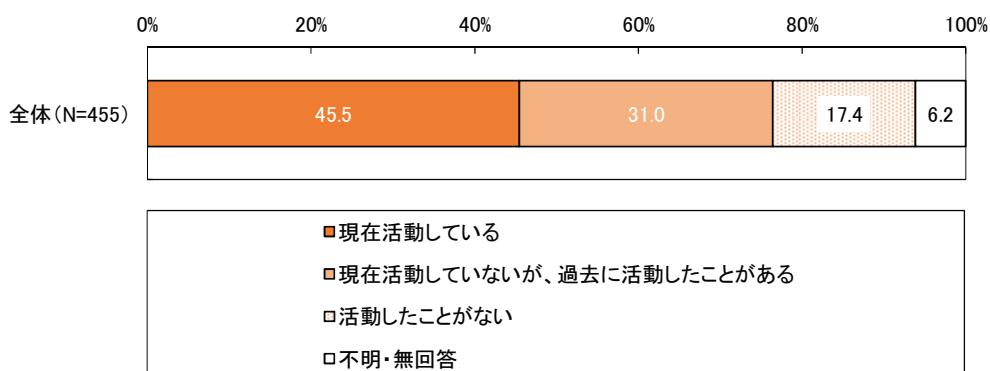
地域との関わりに関する考え方については、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が50.1%と最も高く、次いで「町民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が11.4%、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方が良い」が9.7%となっています。

全体(N=455)



■ 自治会などや子ども会、PTAなどの地域活動の状況（1つだけ回答）

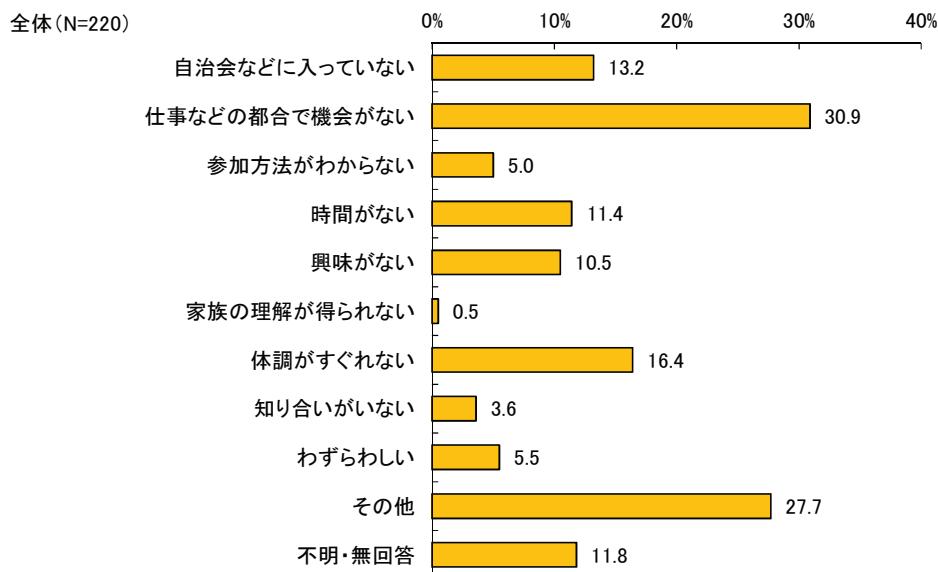
地域活動の参加状況については、「現在活動している」が45.5%、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が31.0%、「活動したことがない」が17.4%となっています。



「現在活動していないが、過去に活動したことがある」「活動したことがない」を選択したかた

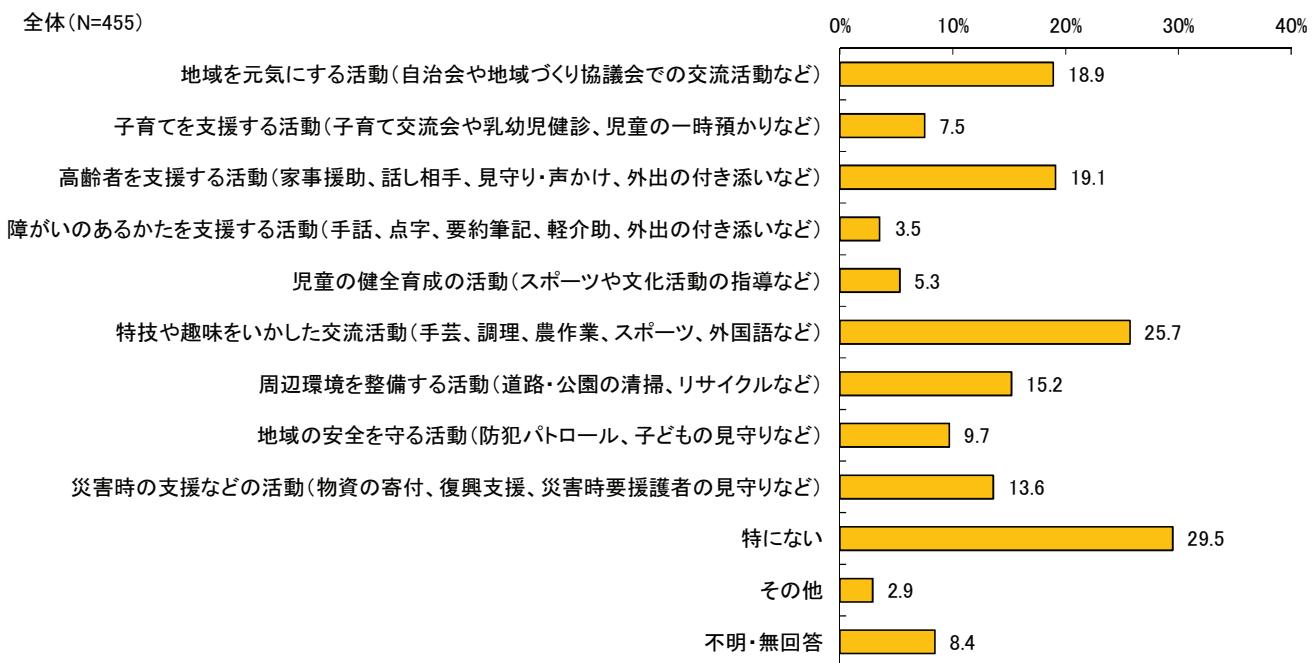
■ 現在活動していない理由（複数回答）

現在活動していない理由については、「仕事などの都合で機会がない」が 30.9%と最も高く、次いで「その他」が 27.7%、「体調がすぐれない」が 16.4%となっています。



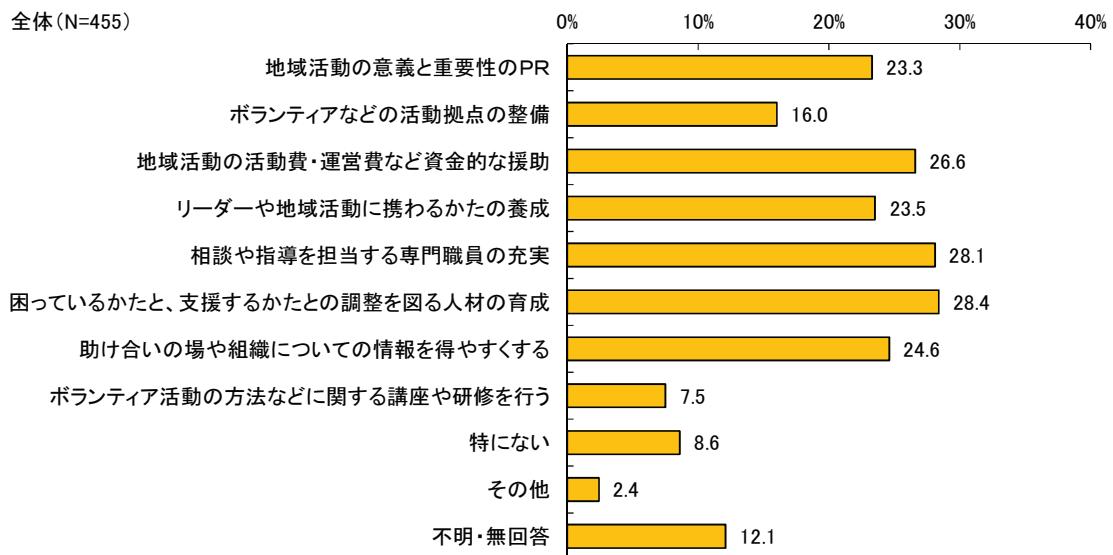
■ 今後の活動への意向（複数回答）

今後してみたい地域活動については、「特がない」が 29.5%と最も高く、次いで「特技や趣味をいかした交流活動（手芸、調理、農作業、スポーツ、外国語など）」が 25.7%、「高齢者を支援する活動（家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出の付き添いなど）」が 19.1%、「地域を元気にする活動（自治会や地域づくり協議会での交流活動など）」が 18.9%となっています。



■ 地域活動がより活発になるために必要な取り組み（複数回答）

地域活動がより活発になるために必要なことについては、「困っているかたと、支援するかたとの調整を図る人材の育成」が28.4%と最も高く、次いで「相談や指導を担当する専門職員の充実」が28.1%、「地域活動の活動費・運営費など資金的な援助」が26.6%となっています。



■ 情報の主な入手先（複数回答） クロス集計【年齢別】

福祉に関する情報の入手先を年齢別にみると、各年齢区分ともに「役場の窓口や広報誌」が最も高くなっています。また、「インターネット」「特に入手していない」では、年齢が上がるにつれて割合が低くなっています。

| 上段:度数 下段:% | 役場の窓口や 広報誌 | 地域包括支援 センター | 子育て支援 センター | 社会福祉協議 会 | 民生委員・ 児童委員 | ボランティア |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|-------------|---------------|-----------|
| 全体 (N=455) | 234 51.4 | 18 4.0 | 13 2.9 | 73 16.0 | 12 2.6 | 14 3.1 |
| 30歳未満 (N=42) | 19 45.2 | 2 4.8 | - | 2 4.8 | 1 2.4 | - |
| 30~59歳 (N=158) | 91 57.6 | 7 4.4 | 7 4.4 | 18 11.4 | - | 2 1.3 |
| 60歳以上 (N=236) | 116 49.2 | 9 3.8 | 5 2.1 | 53 22.5 | 11 4.7 | 12 5.1 |

| 上段:度数 下段:% | 近所・知り合 い | インターネッ ト | ケアマネ ジャー・ホー ムヘルパー | 特に入手して いない | その他 | 不明・無回答 |
|-------------------|-------------|-------------|-------------------------|---------------|----------|-----------|
| 全体 (N=455) | 113 24.8 | 63 13.8 | 41 9.0 | 60 13.2 | 9 2.0 | 32 7.0 |
| 30歳未満 (N=42) | 4 9.5 | 12 28.6 | - | 11 26.2 | 1 2.4 | 3 7.1 |
| 30~59歳 (N=158) | 40 25.3 | 38 24.1 | 13 8.2 | 24 15.2 | 2 1.3 | 5 3.2 |
| 60歳以上 (N=236) | 65 27.5 | 9 3.8 | 26 11.0 | 24 10.2 | 6 2.5 | 21 8.9 |

■ 生涯を安心して暮らしていくために大切だと思う支援(複数回答)クロス集計【地域別】

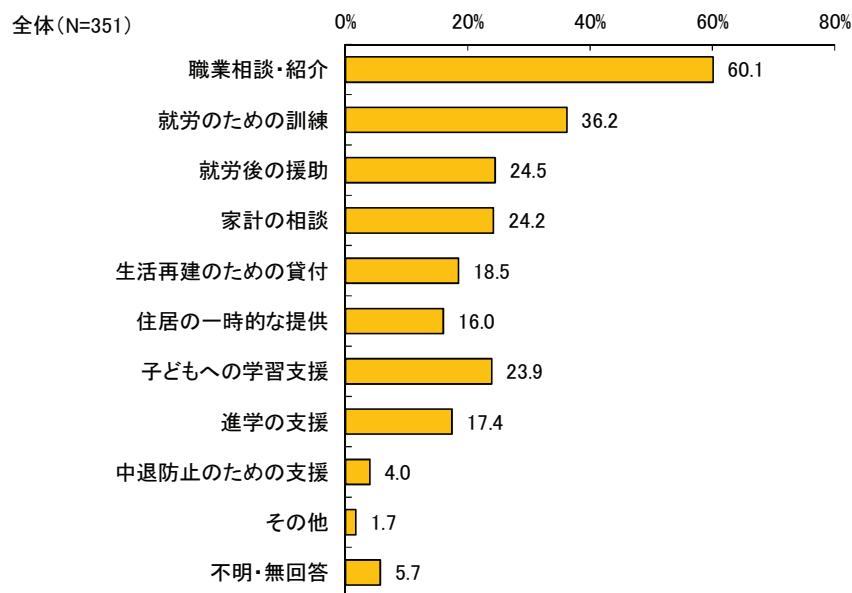
生涯を安心して暮らすために大切だと思う支援のあり方を地域別にみると、[佐用地域] [上月地域] [南光地域] では「交通の利便性の確保をすすめる」、[三日月地域] では「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」が最も高くなっています。

| 上段:度数 下段:% | 自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる | 高齢者や障がいのあるかた、児童の施設サービスを充実させる | 手当てなど金銭的な援助を充実させる | ボランティア団体など町民活動への援助を充実させる | 人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる | 健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる |
|-----------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 全体 (N=455) | 177 38.9 | 108 23.7 | 120 26.4 | 25 5.5 | 108 23.7 | 80 17.6 |
| 佐用地域 (N=194) | 71 36.6 | 42 21.6 | 45 23.2 | 14 7.2 | 51 26.3 | 38 19.6 |
| 上月地域 (N=97) | 36 37.1 | 21 21.6 | 22 22.7 | 2 2.1 | 29 29.9 | 20 20.6 |
| 南光地域 (N=83) | 37 44.6 | 26 31.3 | 24 28.9 | 3 3.6 | 9 10.8 | 9 10.8 |
| 三日月地域 (N=57) | 27 47.4 | 11 19.3 | 20 35.1 | 4 7.0 | 15 26.3 | 11 19.3 |
| 上段:度数 下段:% | 道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる | 隣近所など、周囲の理解と協力による見守り等の支援を行う | 高齢者や障がいのあるかたが地域で活動できる機会をつくる | 安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる | その他 | 不明・無回答 |
| 全体 (N=455) | 21 4.6 | 49 10.8 | 52 11.4 | 151 33.2 | 14 3.1 | 24 5.3 |
| 佐用地域 (N=194) | 12 6.2 | 23 11.9 | 18 9.3 | 64 33.0 | 6 3.1 | 11 5.7 |
| 上月地域 (N=97) | 1 1.0 | 9 9.3 | 13 13.4 | 35 36.1 | 3 3.1 | 6 6.2 |
| 南光地域 (N=83) | 5 6.0 | 6 7.2 | 7 8.4 | 35 42.2 | 2 2.4 | 2 2.4 |
| 三日月地域 (N=57) | 2 3.5 | 9 15.8 | 5 8.8 | 12 21.1 | 1 1.8 | 2 3.5 |

「あなたは生活困窮の問題や支援制度についてどう思われますか」という問い合わせ、「必要な制度だと思う」を選択したかたへの質問

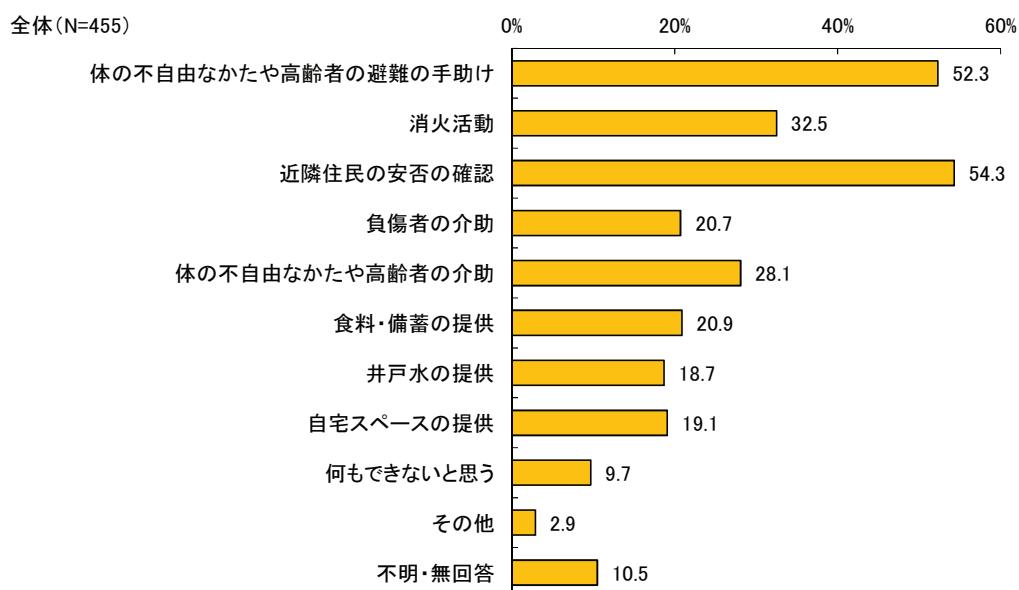
■ 生活困窮の問題や支援制度について、力を入れるべき支援（複数回答）

生活困窮の問題や支援制度に関して力を入れる必要があると思う支援については、「職業相談・紹介」が60.1%と最も高く、次いで「就労のための訓練」が36.2%、「就労後の援助」が24.5%となっています。



■ 実際の災害時に自分ができると思うこと（複数回答）

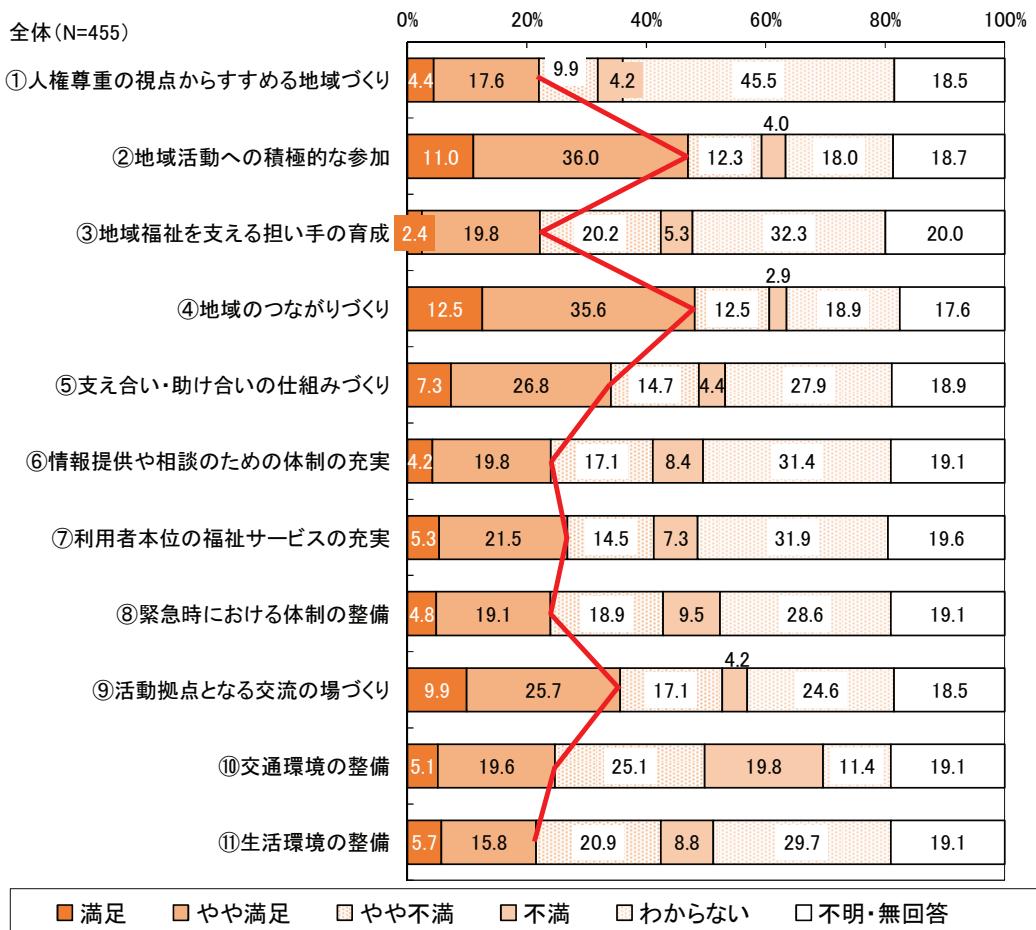
災害時に自分ができると思うことについては、「近隣住民の安否の確認」が54.3%と最も高く、次いで「体の不自由なかたや高齢者の避難の手助け」が52.3%、「消火活動」が32.5%となっています。



■ 佐用町における福祉施策の現状について感じていること（複数回答）

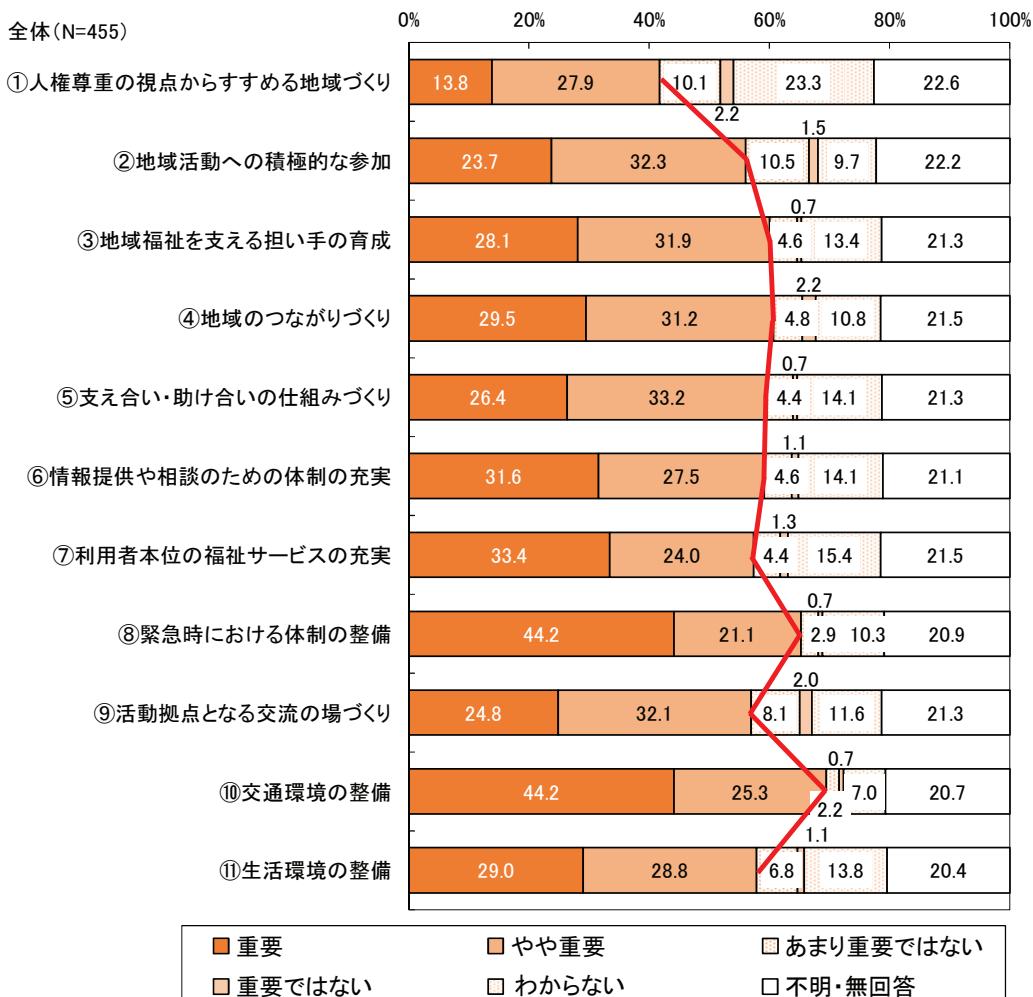
◎満足度

佐用町における各福祉施策に対する満足度についてみると、〔②地域活動への積極的な参加〕〔④地域のつながりづくり〕〔⑤支え合い・助け合いの仕組みづくり〕〔⑨活動拠点となる交流の場づくり〕で『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）の割合が高く、3割を超えています。一方、〔⑩交通環境の整備〕で『不満』（「やや不満」と「不満」の合計）の割合が高く、4割を超えています。



◎重要度

佐用町における各福祉施策に対する重要度についてみると、〔①人権尊重の視点からすすめる地域づくり〕を除くすべての項目で『重要』（「重要」と「やや重要」の合計）が5割を超えています。中でも、〔⑩交通環境の整備〕が69.5%と最も高くなっています。次いで〔⑧緊急時における体制の整備〕が65.3%、〔④地域のつながりづくり〕が60.7%、〔③地域福祉を支える担い手の育成〕が60.0%となっています。



2. 福祉団体対象調査の結果概要

(1) アンケートの目的

福祉団体対象調査は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、福祉に対する意識や地域における活動の参加状況などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象と回答件数

| 団体の内訳 | 件数 | 団体の内訳 | 件数 |
|---------------------|----|---------------|----|
| まちづくりに関わる団体(自治会を含む) | 95 | 教育や子育てに関わる団体 | 5 |
| 高齢者支援団体、事業所 | 11 | 福祉サービス関係団体 | 1 |
| 障がい者支援団体、事業所 | 6 | その他(ボランティアなど) | 31 |
| 保健や医療に関わる団体 | 5 | 不明・無回答 | 6 |

(3) アンケート結果

■ 普段活動する中での地域の困りごとや問題（記述式）

■ 人材の確保について…計 37 件（一部抜粋）

高齢者支援団体、事業所／主な意見

- ・高齢化が進み、若者に入ってもらいたいがそうはいかない

保健や医療に関わる団体／主な意見

- ・老後の介護に不安を多く持っておられる

まちづくりに関わる団体／主な意見

- ・高齢化する地域で農作業などの労働力不足
- ・清掃行事など高齢者の負担が大きい
- ・高齢化が進み、生活の不便・困難・不安が高まっている。活発な社会活動ができる人たちが少なくなっている
- ・高齢者が多く地域活動がしにくい。若者が少なく少人数である。防災などの対応
- ・高齢者が増えてきたので声をかけ元気か心配している
- ・地域交通に対する不安、不満。高齢化について
- ・高齢者の一人暮らし、老老介護家庭
- ・一部活動に参加していただけないかたがいる

その他の団体／主な意見

- ・ボランティア全体が高齢化のため人数が減り、今後の継続が不安
- ・若いかたの参加が少ない

■ 買い物支援について…計9件

高齢者支援団体、事業所／主な意見

- ・日中、一人になると心細い。買い物が不便。食事を作るのが大変。過疎化

まちづくりに関わる団体／主な意見

- ・病院、買い物に出かけるのに足がない
- ・運転免許返納後の買い物時の交通手段
- ・川の土砂、雑木の撤去、買い物・通院時の交通不便

その他の団体／主な意見

- ・買い物に困る。スーパーの弁当は味が同じで飽きる

■ 相談支援について…計4件

高齢者支援団体、事業所／主な意見

- ・認知症のある高齢者の家族から介護の相談。精神的に疲れている

まちづくりに関わる団体／主な意見

- ・どこに相談すればいいかわからない。自治会長か民生委員・児童委員に相談しているが深く話せない
- ・何でも相談できる場所・人が必要
- ・近所付き合い、いじめ問題、自分自身の悩み事

■ 交流について…計6件

高齢者支援団体、事業所／主な意見

- ・親睦交流を目的に計画実施しても、参加協力が少ない
- ・地域が広く、高齢者のふれあいが少ない
- ・人間関係が希薄になった
- ・自治会において、高齢者が多く若い者が少ないと、交流活動が難しくなっている

■ 子どもの教育について…計4件

まちづくりに関わる団体／主な意見

- ・小学校、保育園がなく子どもの声が聞こえず寂しい。江川地域交通が助かる

教育や子育てに関わる団体／主な意見

- ・中学生や高校生の交通マナーの問題。少年の非行化問題。ごみのポイ捨て
- ・子育ての悩み、学校現場での生徒指導

その他の団体／主な意見

- ・子どもが少なく遊ばせる機会がない

■ 障がい者支援について…計4件

障がい者支援団体、事業所／主な意見

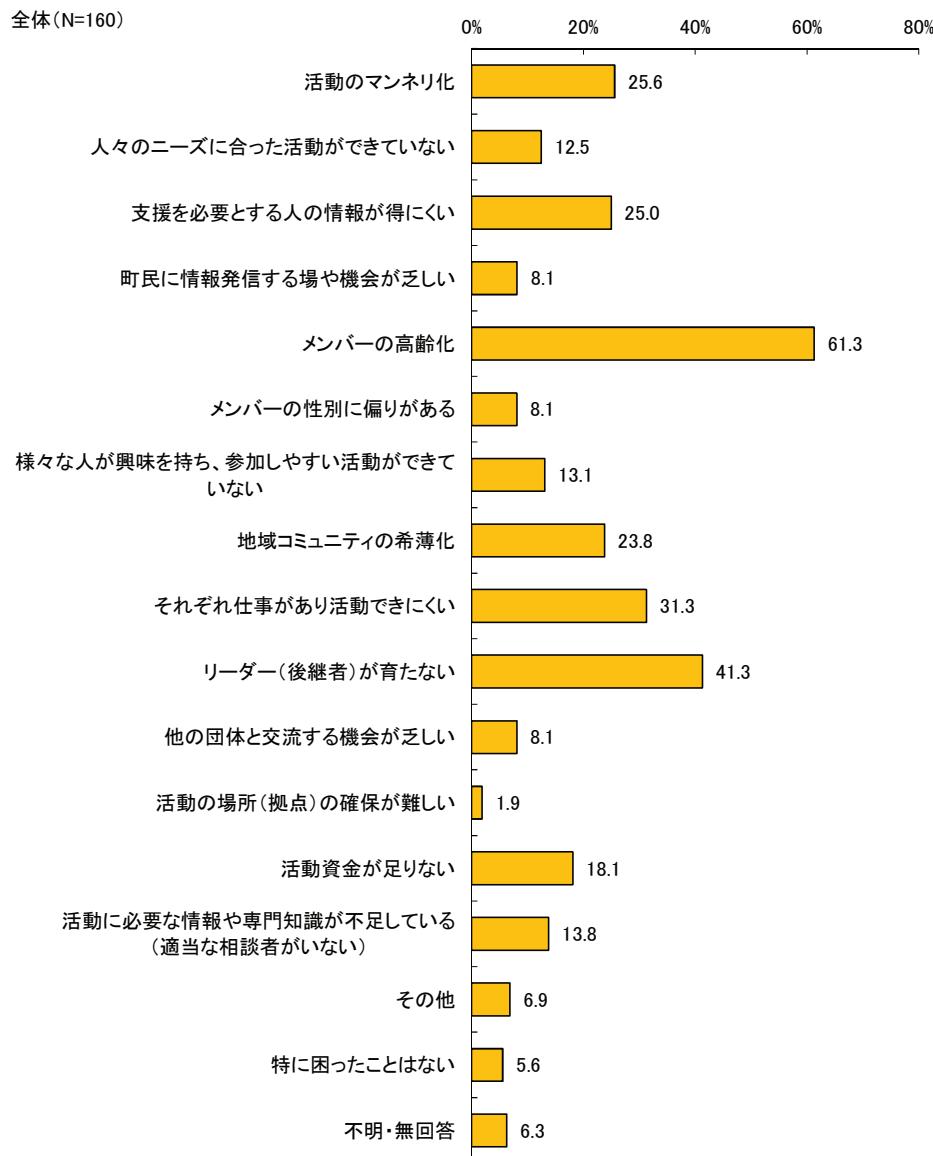
- ・3障がいの一元化が法制化されて久しいが、日常生活の中で、多岐にわたる理解・わかる・表現できる社会基盤づくりが必要なのでは
- ・障がい者といつてもニーズが多岐にわたるため、予備知識が必要

その他の団体／主な意見

- ・精神障がい者、アルコール中毒者、認知症の高齢者、入院、入所の問題
- ・障がい者の行政との連絡事項。書類について

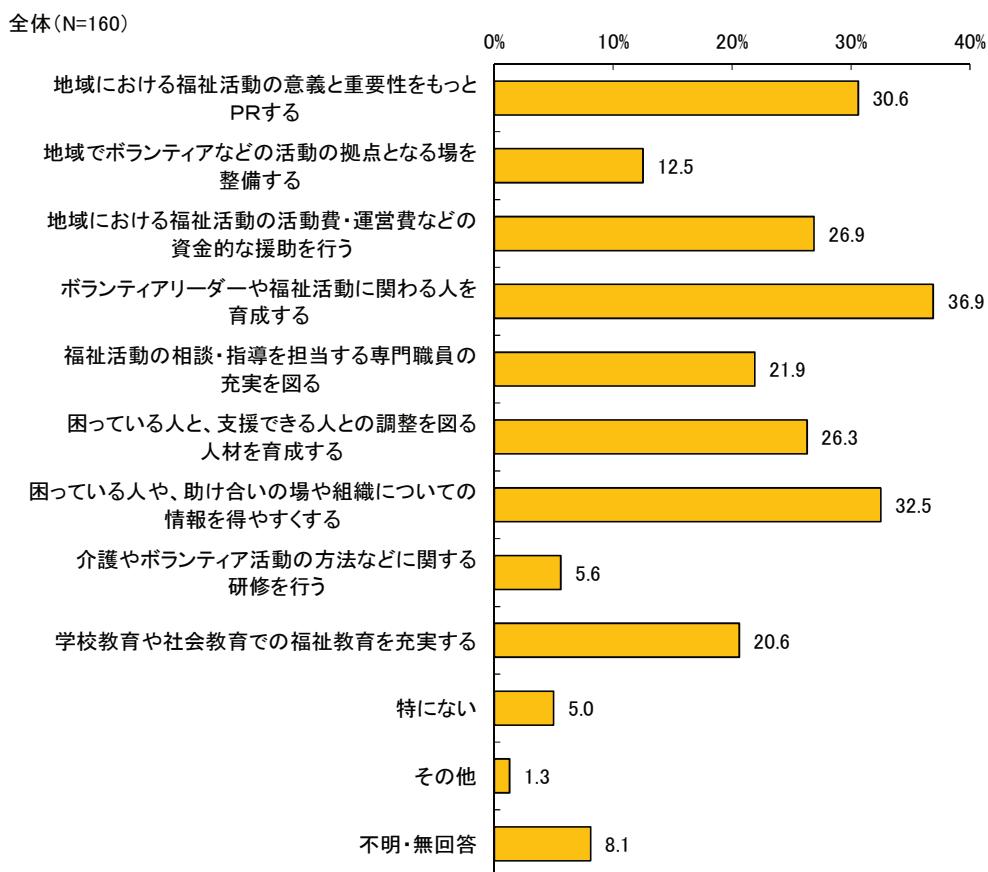
■ 地域活動を行う上で困りごと（複数回答）

地域活動を行う上で困っていることについては、「メンバーの高齢化」が 61.3%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が 41.3%、「それぞれ仕事があり活動できにくい」が 31.3%となっています。



■ 地域における助け合い、支え合い活動が活発になるために重要なこと（3つまで回答）

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が36.9%と最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が32.5%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が30.6%となっています。



1. 地域団体の高齢化と人材不足

人口減少や少子高齢化が進む中、本町では地域活動を行う人材の不足と、現在担っている方々の高齢化が進行しています。地域の課題は、少子化や高齢化だけでなく、貧困・自殺、災害時の問題など、多様化しており、地域が一体となって対策に取り組むことが一層求められています。

地域の団体を対象としたアンケートでは、高齢化による負担が増加し、活動の継続そのものが危ぶまれている団体もあることがうかがえます。一方、町民を対象としたアンケートでは、地域活動に参加していない理由として「仕事などの都合で機会がない」「時間がない」といった意見が多くみられ、地域活動への参加に障壁を感じていることがわかります。

地域活動を持続・発展させていくためには、担い手づくりとリーダー（後継者）の育成が重要です。そのために、地域活動が気軽に参加できるものとなるように工夫し、リーダーを育成する事業が必要です。また、普段の生活の中でできる福祉活動についても啓発し、福祉の意識を向上させていくことが必要となっています。



地域の高齢者が伝える

しめ縄づくり

2. 地域社会の連帯意識の希薄化

本町の世帯数は減少しており、一世帯当たりの人員も減少しています。世帯人数の少ない単独世帯や母子・父子世帯の増加は、地域とのつながりを持ちにくいかたの増加につながっており、地域全体の支え合い、助け合いのあり方を見直していく必要があります。

一方で、町民を対象としたアンケートでは、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」という回答が半数を超えており、地域のつながりを大切にしたい気運があることがうかがえます。

地域住民が支援を必要としているかたがいることに気づき、地域ぐるみで見守っていくことが重要であるため、誰でも参加できる交流の場やボランティアの機会をつくり、地域とのつながりに関わりにくいかたも含めた助け合いの仕組みをつくっていくことが求められます。

3. 安心・安全への仕組みづくり

地域には、様々な課題を持った人々が生活しています。生活上の問題を解決・改善し、地域の中で自立できるよう、関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、各種団体などが連携し、保健・福祉・医療、その他生活関連分野でのサービスをつなぐ仕組みづくりを進める必要があります。

また、町民が安心して暮らしていくために、防災面や防犯に対する地域の福祉力を高めることが大切です。特に、災害が起きたときに、地域住民が支援しなければならないかたを把握し、円滑に支援につなげられる体制を構築していくことが必要です。

生活環境に関して、町民を対象としたアンケートでは「買い物などの便利さ」「道路や交通機関などの使いやすさ」に不満を感じているかたが多くなっています。買い物や病院の通院などの不自由は、孤立問題や健康の問題にも関わるため、分野横断的な支援策の検討が必要になります。

4. 不安や困りごとの解消に向けた支援の充実

近年の福祉サービスは、行政による措置制度から、利用者が選択できる契約制度に変わりました。これは利用者の意思で必要なサービスを選択できる利点がある一方で、利用者自らが適切に情報を取り入れていかねばならないという問題を抱えています。

団体を対象としたアンケートでは、「どこに相談すればいいかわからない」「何でも相談できる場所・人が必要」という回答があがっており、困ったときに相談できる場所について、周知が不足している状況がうかがえます。

町民を対象としたアンケートでは、情報提供や相談のための体制を充実させることについて「重要」「やや重要」と答えたかたが6割弱を占めています。困ったときに対応できる相談の場を充実させ、その周知・啓発に努める必要があります。

また、福祉サービスを充実させることについても「重要」「やや重要」と答えたかたが5割を超えていました。家族や地域の力では解決できないことは行政の福祉サービスで補完していくことになるため、気軽に相談できる体制の強化とともに、適切な福祉サービスの提供体制の充実が必要です。

第3章 計画の目指す方向

1

基本理念

本町では、佐用町第2次総合計画に基づき、“絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷～わたしたちの手で作る わたしたちのまち 佐用～”をまちの将来像とし、その実現を目指しています。

本町の自然・文化は、先人のたゆまぬ努力と営みによって守り続けられてきたものであり、その中で住民同士の絆が育まれてきました。社会情勢や暮らしのあり方が大きく変化している中、町民の温もりのある連帯感やお互いを認め合い、支え合うこころが強固に受け継がれていくよう、行政のみならず、町民一人ひとりが協働し、希望に満ちた地域をつくっていくことが必要です。

誰もが対等な立場で、お互いを尊重する社会を“共生社会”といいます。誰もが安心して暮らしやすい地域であるためには、“共生社会”的実現は絶対条件です。しかし、“共生社会”が将来にわたって受け継がれ発展していくために、町民一人ひとりが助け合い、支え合う協働のこころを持たなければなりません。本町の人口は減少を続けていますが、恵まれた自然と町民のあたたかさが共存しています。この地域性を生かし、発展させていくため、基本理念を「ひと・まち・自然がつむぐ “協生”の輪」とし、実現を目指します。

ひと・まち・自然がつむぐ “協生”の輪

※「協力」「協調」などの言葉のように、町民が主体性を持って働きかけ、力や心を合わせて事にあたる意味を込めて「協」の文字を使っています。

2 基本方針

本計画の基本理念と本町の統計資料やアンケート結果から見える現状・課題をもとに、本計画が目指す基本方針を次に示します。

地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉を推進する上で基本となる、福祉意識の向上と地域福祉の担い手の育成に努めます。そのために、必要な情報を提供するとともに、担い手同士が連携できるよう適切にコーディネートします。



若者によるまちづくりの
グループワーク研修

支え合い、助け合う仕組みづくり

地域福祉活動を活発にするため、近所付き合いや交流を促し、支え合いと助け合いが実践できる地域づくりを推進します。



笑顔があふれる地域の皆さん

安全・安心に暮らせる環境づくり

いつまでも子どもから大人まで健やかに安心して暮らせる環境づくりを目指し、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、町民同士で支え合える地域づくりを推進します。また、災害時に町民すべてが安全に行動できるよう、防災対策の仕組みを整えます。



3歳児健診

サービスを適切に受けられる体制づくり

困ったときにすぐに対応できる相談体制の充実を推進します。また、家族や地域の力で解決できないことがあるときに、必要な人が必要なときに適切にサービスが受けられる体制をつくり、周知に努めます。



3

計画の推進スタイル

基本方針をもとに、計画を推進するにあたり、行政が一体的に地域福祉の活性化に取り組んでいくため、役場内組織の垣根を越えた連携体制を構築することが求められます。そのため、重点的に取り組む必要のある事項を本町の行動目標として4つを掲げ、継続的に推進します。

1 活動の担い手を他人任せにせず、みんなで取り組める環境をつくります

福祉活動が役割だけの形にならないよう、行政・事業所・町民それぞれが、自分達にできることを行い、地域課題の解決につないでいくことが重要です。行政・事業所・町民が密接なつながりを持って顔の見える関係をつくり、それが活動の担い手として、地域に関わることができる環境をつくります。

2 暮らしの身近なところで、相談・交流・活動の場をつくります

子どもから高齢者まで、あるいは障がいのあるかたなど、誰もが積極的に、相談・交流・活動の場に参加できるよう、企画を工夫して参加者の幅を広げます。また、誰もが身近なところで気軽に集える場所をつくります。

3 若者や子ども達が地域と関わりながら、元気に暮らせる地域をつくります

将来、地域福祉の担い手となるのは、地域に住む若者や子ども達です。若者がいきいきと活動し子ども達が元気に育って、地域全体の活力につながるよう、子育てに関する支援や、世代間の交流ができる機会を充実させ、地域の風土の中で豊かな人間性を養います。

4 複合的な暮らしの困りごとを、支援に結び付けられる相談体制を整えます

困りごとが複雑でどこに相談すればよいか分からないかたでも、気軽に打ち明けられ必要な支援につなぐことができるよう、役場の窓口や関係団体が密接に連携できる体制を整えて周知に努めます。

基本理念

ひと・まち・自然がつむぐ
“協生”
の輪

基本方針

施策

**地域福祉を支える
担い手づくり**

地域福祉の意識向上

情報提供の充実

地域福祉の担い手との相互連携

**支え合い、助け合う
仕組みづくり**

地域ぐるみの支え合いの充実

交流の場・機会の提供

地域活動・ボランティアの促進

**安全・安心に暮らせる
環境づくり**

健康づくりの充実

子育て環境の充実

防犯・防災体制の充実

生活環境の整備

**サービスを適切に
受けられる体制づくり**

相談体制の充実

福祉・介護サービスの充実

誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実

第4章 施策の展開

1

地域福祉を支える担い手づくり

現状と課題

子どもから大人まですべての町民が、人権を尊重する視点や助け合い・支え合いの心を持つことが、地域福祉を進める上で不可欠です。しかしながら、少子高齢化や家族形態の多様化といった社会情勢の変化が進む中で、地域でリーダーシップを発揮できる人の減少や、地域住民同士の交流の機会が減っています。



集落の伝統行事を子ども達に伝える

本町においても、平成27年時点で高齢化率が4割弱となっており、高齢夫婦世帯や単身世帯などが増加している傾向がみられます。世帯人員の少ないかたは、いざというときに助けを求めるつながりを持てないケースが多く、地域全体で見守ることのできる仕組みをつくる必要があります。

地域との関わり方についてのアンケート結果では、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が50.1%となっており、町民の助け合いへの意識の高さがうかがえます。一方で、福祉団体対象調査では、「高齢化が進み、若者に入ってしまいたいがそはいかない」「親睦交流を目的に計画実施しても、参加協力が少ない」「人間関係が希薄になった」といった意見があがっており、高齢化により活動が困難になってきていくことと、若者の地域への参加が減少していることが課題としてみられます。地域を活性化していく上で、福祉団体の活動は不可欠です。その活動を継続的に支援するため、若者が積極的に福祉活動に参加できるよう、町民一人ひとりの福祉意識を高めていくとともに、地域福祉の担い手づくりを推進していくことが重要です。

本町では、各小・中学校で福祉教育推進計画を作成し、総合的な学習の時間などを活用した福祉教育を行っています。また、人権啓発として「人権文化をすすめる町民運動」を推進しており、人権文化映画会など、人権文化をすすめる啓発事業に取り組んでいます。これらの事業を継続的に推進し、障がい者や高齢者などへやさしい気持ちで接する、町民全体の福祉意識の向上につなげていく必要があります。

施策 1 地域福祉の意識向上

町のとりくみ（1） 福祉教育の推進

- ◆町内の学校において、アイマスク体験や車いす体験など、福祉体験活動を実施し、福祉教育を推進します。
- ◆高齢者をはじめとした幅広い世代との交流の機会をつくり、福祉への理解の促進と町民同士のつながりづくりを推進します。

町のとりくみ（2） 福祉に関する普及・啓発

- ◆町民が地域に住む高齢者や障がいのあるかた、子育て家庭、認知症や難病患者などに対する理解を深めていくよう、研修や講座の開催による意識の向上を図ります。特に、虐待防止や合理的配慮などといったすべての世代に関わる問題に対する理解を促す取り組みを推進します。



福祉のあり方を講演会で学ぶ

町のとりくみ（3） 人権に関する意識啓発

- ◆人権についての正しい理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むために、人権講演会や人権文化映画会などの啓発事業を継続的に開催します。
- ◆子どもから大人までがあらゆる人の尊厳を守り意思を尊重できるよう、人権に関して学ぶことができる機会の充実に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|---|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○学校や地域で行う福祉教育活動に協力します。○地域福祉に関わる講座などを周知します。○講座・研修などで、専門の知識や技術を伝え、担い手づくりに努めます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○隣近所とのコミュニケーションを積極的に行い、困ったときにお互い助け合える関係をつくります。○町の広報誌やホームページから地域活動の情報を知ります。○年齢に関わらず、地域活動に参加し、地域の活性化に協力します。○高齢者や障がい者など、困っているかたがいれば、積極的に助けます。そのために、障がいや病気などのことを知り、支援の方法を学びます。 |

施策2 情報提供の充実

町のとりくみ（4） 地域活動の広報・情報提供

- ◆すべての町民が適切に情報を入手できるよう、ホームページや広報誌をはじめ、防災行政無線やケーブルテレビを活用した情報発信を行います。
- ◆地域活動に関する情報が知りたいときに、円滑に入手できるよう、関係機関と連携し、様々な情報を提供します。
- ◆転入世帯に対して、自治会や地域づくり協議会の活動や情報を積極的に紹介します。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○福祉に関する情報を積極的に仕入れ、困っているかたに情報提供します。○発信したい情報は、ターゲット層を明確にし、情報の届きやすい媒体を活用するよう検討します。○町民から受けた相談でわからないことがあれば、町や関係機関に伝えます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○広報誌や回覧、ホームページなどに掲載されているお知らせや行事、講座、各種サービスなどの情報を知ります。○広報誌などを読んで、わからないことがあれば、隣近所のかたや民生委員・児童委員、役場などに相談します。 |

施策3 地域福祉の担い手との相互連携

町のとりくみ（5） 地域組織への参加促進

◆地域づくり協議会や自治会、ボランティア団体などが主催する様々な行事・イベントなどで、地域組織の活動内容の周知や加入の促進を行い、地域活動を行う担い手の確保と地域の活性化を促進します。

町のとりくみ（6） 地域福祉の活動主体の育成・支援

- ◆町民に対して、地域における活動の事例紹介や研修などを実施し、地域福祉の活動主体の育成に努めるとともに、若い世代を含めた地域での活動の場や機会を提供します。
- ◆防災の観点から、講演会や訓練などを通じて、町民の自助・互助・共助の意識を高めます。



集落で開催する運動会を楽しむ

町のとりくみ（7） 各種関係機関との情報共有体制の構築

- ◆町社会福祉協議会などと連携して、福祉活動を行っている各種団体同士が交流・連携できる機会の確保など、支援に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○地域で活動しているかたや団体が交流を行える行事を開催します。○地域内での人材、団体の連携を促進するため、関係団体などとの交流を呼びかけます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○地域や団体が行う行事の把握に努め、積極的に参加します。○地域内で活動しているかたや団体などに、日頃から関心を持ちます。 |

2 支え合い、助け合う仕組みづくり

現状と課題

町民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手となり、お互いに支え合い、助け合っていくことが重要です。福祉活動は、日頃からの近隣への心配りをはじめ、交流の場への参加やボランティア活動など様々で、町民それぞれが可能な範囲で活動を担っていくことが地域の活性化につながります。

本町は、中山間地で土地面積が広く、高齢化率が高いため、高齢者の孤立や孤独死の事例もみられます。地域住民全体のつながりが希薄化している状況に対応して、民生委員・児童委員や自治会、地域づくり協議会をはじめ、町民の身近な地域で声かけや見守りを行うネットワークを構築していく必要があります。また、町民それぞれが地域の中でコミュニケーションをとっていくために、町民同士が情報交換できる場、困ったことを相談し合える場など、あらゆる機会を活用し、気軽に参加しやすい交流の場をつくっていくことが求められます。特に、福祉活動を支える担い手が高齢化しているため、若者が主体的に参加し地域住民とふれあえる交流の場をつくっていくことが重要です。

また、自治会や子ども会、PTAなどの地域の活動の状況について、アンケートでは「現在活動している」が45.5%となっており、半数近くが団体活動に参加しています。しかしながら、参加している団体が活動していない、あるいは形だけになっているケースもあり、福祉活動を行う基盤としての団体活動やボランティア活動への支援が求められています。



登校する児童を見守るボランティア

施策 1 地域ぐるみの支え合いの充実

町のとりくみ（8） あいさつ・声かけ運動の推進

◆地域の誰もがお互いを知り、いざというときに助け合える関係を築けるよう、あいさつ・声かけ運動を推進します。

町のとりくみ（9） 見守り活動の推進

◆地域の高齢者や子どもなどの異変や問題にいち早く気づき、手助けできるよう、民生委員・児童委員や民生委員協力員、福祉委員、自治会、地域づくり協議会、高年クラブなど、地域に根差す方々を中心に、地域ぐるみで行う見守りネットワークの構築を推進します。

| それぞれの役割 | |
|---------|---|
| 団体・事業所 | ○地域の団体や事業所として、できる範囲で見守り活動を行います。 |
| 町民 | ○隣近所に住んでいるかたに普段からあいさつや声かけを行います。 ○隣近所に気がかりなかたがいた場合、自分で対応が難しければ、民生委員・児童委員など、周囲の人相談します。 |

施策2 交流の場・機会の提供

町のとりくみ(10) 日常的な交流活動の促進

◆身近なところから始められる地域づくり協議会活動や世代間交流などの日常的な交流活動を支援します。



ふれあい喫茶で歓談する高齢者

町のとりくみ(11) イベントなどを活用した交流のきっかけづくり

◆地域行事などのイベントを活用して町民同士が交流し、地域への愛着や郷土への誇りを持つきっかけづくりに努めます。特に、地域福祉に関わりのない町民や福祉問題を抱える当事者が活動に参加するようイベントの企画を工夫します。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○行事やイベントを開催する際には、様々な世代が参加しやすい内容になるよう工夫します。○各活動の趣旨に応じ、料理や体操など、趣味の活動から地域交流につなげます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○隣近所に声をかけ合い、地域づくり協議会活動などの行事やイベントに参加します。○世代間交流の機会があれば、積極的に参加します。 |

施策3 地域活動・ボランティアの促進

町のとりくみ（12）ボランティアの育成支援

- ◆ボランティアや地域活動の主体となる潜在的な人材の活用を促進するため、ボランティア連絡会の機能を強化します。
- ◆ボランティアセンターがボランティアの組織化や新たな活動の場の拡大など、総合的なコーディネートを行えるよう、町社会福祉協議会との連携を強化します。



頭と体の健康教室

町のとりくみ（13）ボランティア・地域の団体への支援

- ◆各種ボランティア、地域の団体や当事者団体、NPOで活動する団体などに対して、情報提供の充実を図ります。
- ◆広報誌などによる活動内容の周知に努め、社会貢献に意欲的な人の活動を支援する取り組みを推進します。

町のとりくみ（14）事業所などの地域福祉活動の促進

- ◆地域の事業所などに社会貢献への理解を働きかけ、交流の場を増やしたり、地域福祉活動への参加を呼びかけたりします。
- ◆障がいや体の不具合などに応じた就労の場の増加を目指し、事業所などに働きかけます。

| それぞれの役割 | |
|---------|---|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会をはじめ各団体などで行っている活動内容に町民が関心を持つよう、情報を発信します。○活動に興味のある町民が、気軽に参加できる活動内容を検討します。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会や町内のボランティア・NPO団体・福祉関係機関などの活動に、理解と関心を深めます。○できる範囲でボランティア活動への参加に努めます。 |

3 安全・安心に暮らせる環境づくり

現状と課題

社会環境や生活習慣の変化により、ストレスを抱えるかたや生活習慣病にかかるかたが増加していることから、健康を維持するための取り組みが求められています。生活習慣病などの疾病予防に向けた健（検）診の受診率向上への取り組みが必要であるとともに、医療機関と連携して疾病的早期発見から治療へつなげることのできる医療体制の構築が必要です。



地域を回る移動販売車

また、全国的な少子高齢化が進む中、本町の少子化も顕著となっており、加えて核家族や母子・父子家庭の割合が増加して、育児不安が増大していることがうかがえます。そのため、地域福祉を推進する上で、子どもや子育て中の親の困りごと・ニーズなどを把握し、適切なサービスや支援につなげていくことも必要です。

防災の面では、平成21年8月の豪雨災害を教訓とし、台風・地震などのあらゆる自然災害を想定し、防災や減災に向けた取り組みが求められています。本町では、河川の改修工事や、佐用チャンネルや防災行政無線、電子メールなどの多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備といったハード面の整備が進みました。現在は自治会や地域づくり協議会の連携体制を構築して、ソフトの面でも減災力の向上に取り組んでいるところです。今後は福祉の観点から、すべての町民が災害時の緊急対応が可能となるよう、自助・互助・共助・公助を一体とした防災力を向上させていくことが必要です。また、子どもや女性などを狙った不審者による声かけやひったくりなどの犯罪、高齢者や障がい者を狙った悪質商法などに対して、地域における防犯力の向上に努める必要があります。

生活環境の整備については、公共交通機関のアクセスの不便さが課題です。アンケートでは、福祉施策に対する重要度の最も高いものとして、「交通環境の整備」(69.5% ('重要' と 'やや重要' の合計)) があがっています。移動の不便さは、買い物や病院の利用の難しさ、あるいは公的なサービスを受ける際の難しさにつながっています。この課題を解決するためには、関係団体などと連携した柔軟な交通手段の充実を検討していくことが求められます。

施策 1 健康づくりの充実

町のとりくみ（15） 健康づくりの普及・推進

- ◆町民が健康への不安を解消し安心して暮らせるよう、食育や健康に関する教室や栄養指導、訪問指導などを通じて、健康に関する知識を普及し、健康づくりを支援します。
- ◆認知症予防や高齢者を介護するかたの健康維持を向上させます。
- ◆こころの病気に関する正しい知識の普及と、予防や治療、いきいき百歳体操で心と体の健康づくり関わるかたのケアなどで支援します。
- ◆医療機関や健康づくりを進める団体やボランティアと協力し、多くのかたが健康に関心を持つよう活動を支援します。



町のとりくみ（16） 健康に関する情報提供

- ◆妊娠期から高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、町民が健康づくりに取り組むことができるよう、健康情報の提供に努めます。
- ◆病気の早期発見のために健（検）診を勧め、早期受診、早期治療の大切さの周知・啓発に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | ○健康に関する情報を発信し、地域全体の健康づくりを促します。 |
| 町民 | ○隣近所で声をかけ合い、各種健（検）診を受診します。 ○自分の健康に関心を持ち、健康管理に気をつけます。 ○健康に関する情報を積極的に取り入れ、実践します。 |

施策2 子育て環境の充実

町のとりくみ（17） 子ども・子育て支援施策の推進

- ◆妊娠期から子育て期における総合的な相談窓口を健康福祉課内に開設し、すべての妊産婦の方々を対象に妊娠や出産、育児に関する様々な相談や悩みに応じ、安心して妊娠・出産、子育てができるよう支援します。



さよう子育て支援センターでの催し

町のとりくみ（18） 健やかに子どもが育つ環境づくりの推進

- ◆学校教育を含め、様々な場面において、子どもが地域の自然や文化に触れ、多様な人と交流ができるよう、機会づくりを支援します。
- ◆妊産婦に対する相談などの支援を強化し、産後うつをはじめ、子どもへの虐待の防止や早期発見につなげます。
- ◆子どもとその家族への健康支援（健診・健康相談・予防接種など）、発達に対する支援、障がい児と家族への支援、医療助成制度の充実、ひとり親家庭の自立支援（児童扶養手当・福祉医療助成・経済支援など）に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | ○子どもが他の世代と交流できるような、行事・イベントの開催を検討します。 ○子どもが地域に愛着を持ち、地域の担い手として成長できるような活動を推進します。 |
| 町民 | ○子ども自身のことや子育てに不安や困りごとがあった場合には、近隣のかたや民生委員・児童委員、町や関係機関に相談します。 ○町民一人ひとりが子どもの安全を守れるよう、見守る意識を高めます。 |

施策3 防犯・防災体制の充実

町のとりくみ(19) 災害時避難行動要支援者の把握

- ◆関係機関・団体などと連携して、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の把握に努めます。
- ◆要支援者を日頃から見守るとともに、個人情報に配慮しつつ、必要な情報を共有します。
- ◆災害時に、要支援者名簿が有効に活用されるよう、有事の際の利用方法を検討します。



地域の防災訓練

町のとりくみ(20) 自主防災活動の推進

- ◆災害が起こったときに、被害を最小限に抑えられるよう、日頃から地域全体の防災意識の啓発に取り組みます。また、災害時の行動について、町民への知識の啓発に努めます。
- ◆自主防災組織の組織化及び活性化を図り、訓練などの中で実践的な組織の構築を目指します。

| それぞれの役割 | |
|---------|---|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○地域の実情を把握し、支援が必要な方の把握に努めます。○自主防災・防犯活動を町民に周知します。○地域の防犯・防災活動に積極的に協力します。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○ハザードマップなどを活用し、災害時の安全なルートを把握します。○地域の防災訓練に参加します。○自主防災組織などに積極的に協力します。 |

施策4 生活環境の整備

町のとりくみ (21) 外出支援サービスの充実

- ◆外出が困難な方が暮らしに困らないよう、さよさよサービスやコミュニティバスなどの外出支援サービスを充実させるとともに、より多くの方が利用できるよう、支援の内容を分かりやすく町民へ知らせます。



町をめぐるさよさよサービス

町のとりくみ (22) バリアフリーの推進

- ◆町民の誰もが安全に安心して生活できるよう、施設や公共交通機関などのバリアフリー化を合理的配慮のもとに推進します。
- ◆障がいのあるかたや要介護者など、移動に困難のある方々に対する自宅のバリアフリー化を支援します。

| それぞれの役割 | |
|---------|---|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○外出支援サービスについて、必要としているかたに周知します。○買い物などで困っているかたの声を聞き、適切な制度につながるよう支援できる方法を検討します。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○移動に不便な箇所を見つけたら、町に知らせます。○障がいのあるかたなど、歩道の横断や段差で困っているかたを積極的に手助けします。 |

4 サービスを適切に受けられる体制づくり

現状と課題

地域における様々な問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応するためには、相談体制の充実が必要です。また、近年では利用者自身にも福祉サービスを選択することが求められていることから、相談の果たす役割はより一層大きなものとなっています。本町では、役場内の各組織が連携し窓口から適切な相談場所につなぐ体制を整えているところですが、アンケートでは、「どこに相談すればいいかわからない」「何でも相談できる場所・人が必要」という回答があがっており、困ったときや知りたいことがあるかたが円滑に相談場所を認知できるよう、適切に情報発信していくことが重要となっています。

DVや引きこもりなど、相談しにくい課題を抱えているかたを適切に把握し、支援していかなければなりません。しかし、民生委員・児童委員や保健師だけでは対応しきれない状況もみられています。また、認知症のかたが増えて、本人だけでなく介護するかたの負担も大きくなっています。このように、病気や障がいのあるかたを支えるかたの支援も必要になっています。町と関係機関をはじめ、地域全体で支援の必要なかたを見守り、支援できる体制を構築することが求められています。

地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実は不可欠です。本町では、「佐用町高齢者福祉計画・佐用町介護保険事業計画」「佐用町子ども・子育て支援事業計画」「佐用町障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」などに基づいた福祉サービスを充実させ、十分なサービスの確保に努めています。各分野において、計画の評価・検証を行い、適切な福祉サービスを充実させていくと同時に、個別計画では包括しきれない課題を持ったかたに対しても、地域の中でその人らしい暮らしが送れるよう町の皆さんと一緒に相談に応じ、適切なサービスにつなげられる体制を整えます。

施策 1 相談体制の充実

町のとりくみ (23) 相談窓口の周知・徹底

- ◆より相談窓口が利用しやすくなるよう、誰もが分かりやすい案内（ユニバーサルデザイン）の配置を進めます。
- ◆安心して相談できる窓口となるよう、様々な機会を活用した各種団体や関係団体への相談窓口の紹介と情報提供を行い、町民への周知に努めます。

町のとりくみ (24) 総合相談支援体制の構築

- ◆円滑に適切な相談窓口につなげられるよう、関係する役場内の課や支所、福祉関係の施設や事業所などとの連携体制を強化します。
- ◆障がい者や認知症のかた、高齢者の専門性の高い相談に応じ、必要な施策や事業へつなげられるよう相談事業所を設置し、連携しながら相談に応じます。

町のとりくみ (25) 福祉に関わる従事者の資質向上

- ◆町職員や民生委員・児童委員、事業所の相談員などへの研修を充実させ、人権意識及び個人情報の保護意識を高め、専門性と人間性の向上に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○福祉施設をはじめ各種団体による相談を、より積極的に実施します。○関係団体・事業所との連携を強化し、相談・情報提供体制の強化を図ります。○町民が必要とする情報の提供に努めます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○隣近所で異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡・相談します。○自分自身に困ったことがあれば、町あるいは民生委員・児童委員に相談します。○町や町社会福祉協議会の広報誌、回覧板を読むなど、積極的な情報収集に努めます。 |

施策2 福祉・介護サービスの充実

町のとりくみ(26) 各種福祉サービスの充実

◆様々な理由で暮らしに困るかたが、地域の中で生活できるよう、適切なサービスを充実させます。



◆すべての町民が、必要とするサービスを適切に受けることができるよう、関係機関と連携して福祉サービスに関するわかりやすい情報発信と相談支援の充実に努めます。

◆町職員をはじめ、ケアマネジャーなどの福祉関係者が国の制度などを理解し、適切な制度利用を紹介できるよう、研修や講習会などへの参加を促進します。

認知症への理解を深める
オレンジカフェ

◆サービスを受けるかたや家族、町民、福祉関係者の声を拾って、ニーズに合ったサービスの展開や資質向上に努めます。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none">○団体・事業所などの相互連携を促進し、地域の福祉情報を共有します。○活動を通じて支援を必要とするかたを見つけたら、民生委員・児童委員や関係機関などと連携し、適切なサービス利用に結び付けます。○福祉サービスの充実と質の向上に努めます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none">○町の広報誌やパンフレットなどを確認し、福祉情報を把握します。○隣近所の方々と、福祉サービスの情報を共有します。○身近に支援を必要とするかたがいれば、民生委員・児童委員や関係機関に連絡し、適切なサービス利用に結び付けます。 |

施策3 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実

町のとりくみ（27） 成年後見制度の普及と利用者への支援

- ◆高齢者や障がいのあるかたなどの人権が尊重され、安心して日常生活を送れるよう、成年後見制度の周知を進め、必要なかたが適切に制度につながるよう努めます。
- ◆成年後見制度の利用を進めるため、西播磨成年後見支援センターを中核機関とする地域連携ネットワークの構築を検討し、この制度を利用するかたが、地域で暮らせるよう支援します。

町のとりくみ（28） 虐待などの防止に向けた取り組みの推進

- ◆女性、子ども、障がい者、高齢者など、あらゆる虐待を防止するため、若い年齢から虐待防止につながる教育を進めるとともに、関わる職員や相談員の知識向上に努めます。また、地域のネットワークと幼稚園、保育園、学校、福祉施設、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応や相談支援に努めます。

町のとりくみ（29） 自殺対策の推進

- ◆自殺につながる複合的な課題に対し、町として推進方策を示すため、自殺対策推進計画を策定します。また、役場内のすべての課が自殺対策の視点を持ち、行政に携わることができるよう、連携強化に努めます。

町のとりくみ（30） 生活困窮者の把握と支援

- ◆生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員や役場内の関係課などと連携しながら、生活困窮者の把握に努めるとともに、生活困窮者支援制度の周知を図ります。
- ◆生活困窮者が自立できるよう、関係機関と連携し、就労活動や法律相談などの支援を行います。

| それぞれの役割 | |
|---------|--|
| 団体・事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○困難な事例などに適切に対処するため、後見人に対し、助言や指導などを行います。 ○見守り活動などを通じて、生活困窮や虐待などの早期発見に努めます。 |
| 町民 | <ul style="list-style-type: none"> ○様々な疾患で判断能力が不十分なかたへの理解を深め、関係機関・団体へ連絡・相談し、可能な範囲で支援します。 ○見守り活動などを通じて、ひきこもりや虐待などの早期発見に努めます。 ○生活に困っているかたに気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関へ連絡します。 |

第5章 計画の推進体制

1. 計画の進捗状況の把握と評価

地域福祉を推進するために、関係課や社会福祉協議会だけでなく、暮らしに関連するすべての関係課と連携・調整を図ります。また、「佐用町総合計画」をはじめ、「佐用町高齢者福祉計画・佐用町介護保険事業計画」「佐用町子ども・子育て支援事業計画」「佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画・障害児福祉計画」など、個別計画を円滑に推進して、本計画との連携をさらに深めて総合的に福祉を推進します。また、本計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）の5年間ですが、計画の進捗を評価していくため、計画の検証を行います。

2. 協働による計画の推進

本計画の推進にあたり、地域における多種多様な問題に対し、民生委員・児童委員、NPO法人、その他の地域に根付いた活動をしている団体、町民、福祉サービス事業者、行政、学校などが適切に協働することが必要です。そのためには町は町社会福祉協議会と連携し、地域福祉のネットワークを強化するなど、お互いの役割を補い合って具体的な課題や取り組みを検討して、本計画を着実に推進します。

3. 情報の周知及び共有

近年、個人情報保護の意識が向上し、明かしたくないお互いの情報が守られるようになりました。しかし、地域での助け合い、協働による計画を進めていくためには、地域にどのような課題があるのか、どのようなことに困っているかたが多いのかといった、地域課題などの情報共有が必要となります。今後、地域での支え合いや助け合いの活動のほか、ボランティア・NPO活動を活性化していくためにも、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、正確な情報を共有できるよう、支援に必要な情報の周知徹底を図ります。

4. 地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者、障がい者、子どもなど、対象を限定せずに、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスが総合的かつ包括的に提供される「地域共生社会」の仕組みづくりを検討します。当面は、団塊の世代が75歳以上となり、急速に高齢化が進む2025年以後においてサービスを提供できるよう、サービスの支援ができる人材の確保のほか、医師会をはじめとした医療関係機関や介護サービス提供事業者などとの連携を進めます。さらに、地域で解決できない問題に対して、総合的な支援体制の構築や相談窓口の設置なども視野に入れながら、町民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設などとの連携を図ります。

資料編

1 策定委員会要綱

○佐用町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年3月27日要綱第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定される地域福祉計画を策定又は改定するため、佐用町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 佐用町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 佐用町地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他佐用町地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉に関する団体の代表者
- (3) 地域に関する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による一般町民

3 前項の規定に基づき委嘱した委員が任期途中で欠けた場合、町長は直ちに補欠の委員を委嘱するものとする。

4 委員の任期は、地域福祉計画策定終了までの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が委員会の業務に従事した場合の委員の報酬及び費用弁償は、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年佐用町条例第37号）の規定を適用する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2

策定委員会委員名簿

| 氏 名 | 団体名・役職 | 備 考 |
|--------|------------------------|------------|
| 小林 茂 | 兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科 准教授 | 会長 |
| 大下 東一 | 佐用町社会福祉協議会 会長 | 副会長 |
| 織田 一弘 | 佐用郡医師会 会長 | |
| 大江 秀謙 | 佐用町民生委員児童委員協議会 会長 | |
| 西坂 越次 | 佐用町身体障害者福祉協会 会長 | |
| 福井 尚子 | 社会福祉法人聖風会「祐あいホーム上月」施設長 | 介護福祉施設代表 |
| 松浦 弘岳 | 社会福祉法人佐用福祉会「いちょう園」次長 | 障がい者福祉施設代表 |
| 入江 茂 | 佐用町自治会連合会 会長 | |
| 鎌内 大助 | 佐用町高年クラブ 会長 | |
| 樋本 明日香 | ファミリーサポートセンター 提供会員 | |
| 福壽 格 | 龍野健康福祉事務所生活福祉課 課長 | |
| 大野 公嗣 | 佐用町教育委員会事務局教育課教育推進室 室長 | |
| 山本 克博 | あさぎり家族会 会員 | 住民代表（介護） |
| 西平 光 | 佐用町手をつなぐ育成会 会員 | 住民代表（障がい） |

(順不同／敬称略)

3

策定経過

| 期　　日 | 内　　容 |
|-----------------------------|--|
| 平成29年8月22日（火） | 第1回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催 ・地域福祉計画の概要説明 ・「地域福祉計画」策定におけるアンケート内容の協議 |
| 平成29年7月1日（土） から7月12日（水） | アンケートと団体調査実施 |
| 平成29年11月28日（火） | 第2回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催 ・計画策定におけるアンケート結果報告 ・計画骨子の提案と議論 |
| 平成30年1月16日（火） | 第3回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催 ・計画素案の提案と議論 |
| 平成30年1月30日（火） から2月13日（火） | 意見募集（パブリックコメント）の実施 |
| 平成30年2月27日（火） | 第4回 佐用町地域福祉計画策定委員会 開催 ・意見募集（パブリックコメント）の結果報告 ・計画案の承認 |

あ**●NPO**

ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

か**●核家族**

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のこと。

●学童保育

共働き家庭などで、日中保護者がいない児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業のこと。

●協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいいます。

まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。

●ケアマネジャー

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、その心身の状況などに応じて、適切なサービスを利用できるよう個別計画を作成し、町やサービス提供事業所、施設などとの連絡調整を行う専門職。

●合理的配慮

障がいのあるかたの暮らしの支援を、障がいの程度に合わせて調整し、誰もが同じサービスが受けられるよう配慮すること。

●高齢化率

国連は65歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%以14%未満を高齢社会、14%以上21%未満を高齢社会、21%以上を超高齢社会といいます。わが国の高齢化率は、平成37年（2025年）に団塊の世代（昭和22年～24年生まれの世代）が後期高齢者になることから、大きく上昇することが予測されています。わが国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが早く、他の先進諸国がおよそ90～100年で高齢社会（高齢化率14%以上）に移行しているのに対して、わが国は30年ほどで移行しています。

●コミュニティ

近隣社会や町など、生産・自治・風俗・習慣などで生活の深い結びつきを持つ共同体のこと。

●災害時避難行動要支援者

障がい者や高齢者、妊婦、乳幼児などの要配慮者のうち、災害時の避難行動を支援する必要のあるかた。災害時要援護者とほぼ同じ意味ですが、佐用町では災害時避難行動要支援者を用います。

●さよさよサービス

町社会福祉協議会の過疎地有償運送事業における外出支援サービスです。定期的にバスを運行し、町民の通院や買い物などの支援を行っています。

●自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。

●生活保護

資産や働く能力など、すべてを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な経済的支援を行い、すべての人が健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、将来的な自立を促進する制度のこと。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりするなどの、保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、4親等内の親族が申立てを行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

た

●地域包括ケアシステム

平成37年（2025年）を目指し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や親子、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

●認知症

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの障がいが起こる脳の病気のこと。

は

●バリアフリー

高齢者や障がいのあるかたの自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害（バリア）がなく、行動しやすい環境をいいます。より広範には、障がいのあるかたを取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含みます。

●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしています。

や

●ボランティアセンター

ボランティアをしたいかたとボランティアの支援を必要としているかたをつなぐため、相談受付や情報提供、ボランティアの活動支援などを行なうものです。佐用町には、町社会福祉協議会の事業で佐用町ボランティアセンターがあります。

●ボランティア連絡会

ボランティアグループ間の情報交換、相互協力を通して各グループの活動の推進を図るため設置されている団体で、町社会福祉協議会が事務局を務めています。

ら

●要支援・要介護認定

介護サービスを受ける際に、どの程度の状態なのかを判定するものです。要支援は要支援1と要支援2の2段階、要介護は要介護1から要介護5までの5段階あります。これらの段階により、利用できる介護サービスの範囲や量、負担料金の上限などが変わります。

●療育手帳

知的障がい者及び知的障がい児が、各種のサービスを受けやすくするため、知的障がいと判定されたかたに対して交付される手帳です。

佐用町地域福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発行：佐用町 健康福祉課

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話：0790-82-0661 FAX：0790-82-0144